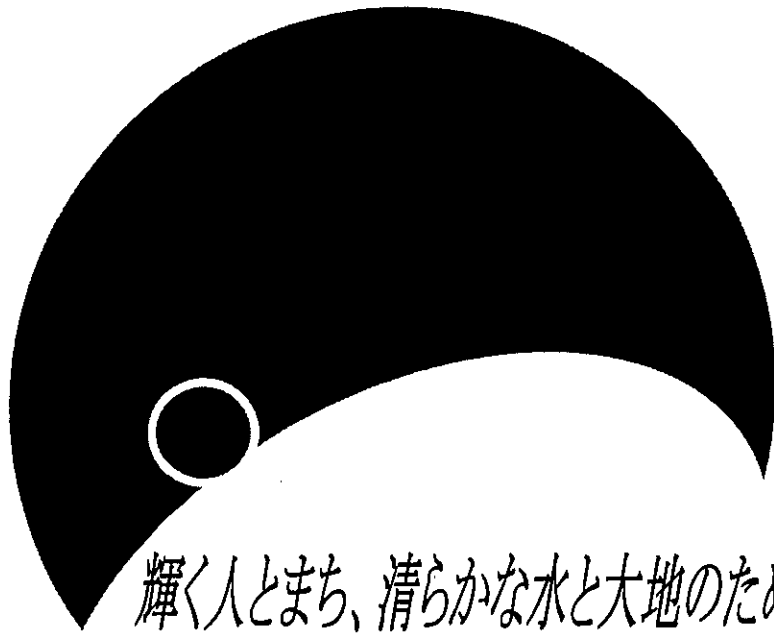


事業概要

平成23年度



広島県西部厚生環境事務所
広島県西部保健所

目 次

【第1部】

概 況

1	管内の概況	1
	市町別主要指標	2
2	管内図	3
3	行政組織	4
	沿革	5
	常設の相談等の実施計画（健康相談日）	6

【第2部】

主要事業の概要

1	地域保健福祉対策	7
2	地域福祉活動対策	7
3	高齢者保健福祉対策	7
4	身体障害者（児）福祉・知的障害者（児）福祉対策	7
5	児童福祉対策	8
6	母子・寡婦・父子福祉対策	8
7	生活保護対策	8
8	医療対策	8
9	災害対策	9
10	健康増進・栄養改善対策	10
11	感染症対策	10
12	歯科保健対策	11
13	精神保健福祉対策	11
14	難病対策	12
15	母子保健対策	12
16	食品衛生対策	13
17	生活衛生対策	14
18	薬事対策	14
19	環境保全対策	15
20	廃棄物対策	15
21	試験検査業務	16

【第3部】

資料

管内の主要な行政客体一覧	17
管内の状況一覧 その1	17
管内の状況一覧 その2	18
人口動態	
(1) 人口動態総覧 市町村・年次別	19
(2) 選択死因別死者数	21
(3) 主要死因別標準化死亡比	22
用語の解説等	23
地域保健福祉対策	
(1) 保健福祉関係学生の実習の受入れ状況	24
(2) 衛生教育の実施状況	25
(3) 市町指導の状況	25
(4) 圏域地域保健対策協議会の状況	26
(5) 医師臨床研修受入れ状況	26
地域福祉活動対策	
民生委員・児童委員の状況及び内容別相談、支援状況	27
高齢者保健福祉対策	
(1) 老人クラブの状況	28
(2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム（措置分）入所者の状況	28
(3) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（主体別）	29
(4) 介護保険指定事業所・施設の指定状況（所在地別）	30
身体障害者（児）福祉・知的障害者（児）福祉対策	
(1) 身体障害者（児）の数	31
ア 障害別身体障害者（児）の数	31
イ 等級別身体障害者（児）の数	31
(2) 知的障害者（児）の数	32
(3) 特別障害者手当等の支給状況	32
児童・母子（寡婦）・福祉対策	
(1) 家庭児童相談室の相談状況	33
(2) 母子生活支援施設入所世帯数の状況	33
(3) 児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給状況	33

(4) 母子福祉資金の貸付状況	3 4
(5) 寡婦福祉資金の貸付状況	3 4
(6) 保育所の状況	3 5
(7) 認可外保育施設の状況	3 5

生活保護対策

(1) 保護の状況	3 6
(2) 保護の開始・廃止理由等の状況	3 6
(3) 生活保護費の支給状況	3 7
(4) 一時扶助の状況	3 7
(5) 生活保護施設入所者の状況	3 7

医療対策

(1) 病院・診療所の状況	3 8
(2) 立入検査及び使用許可件数	3 8

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況	3 9
ア 施設数及び指導状況	3 9
イ 施設別指導状況	3 9
(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況	4 0
(3) 栄養・運動等指導の実施状況	4 0
(4) 健康増進事業実施状況	4 0
ア 健康診査	4 0
イ 健康診査以外の事業実績（健康教育，健康相談，訪問指導，機能訓練）	4 0

感染症対策

(1) 感染症発生状況	4 1
(2) 結核の状況	4 2
ア 結核患者登録状況	4 2
イ 結核患者新規登録状況	4 2
ウ 年齢階級別新規登録患者数	4 3
エ 結核健康診断・予防接種の実施状況	4 3
オ 市町別家庭訪問指導状況	4 4
(3) 感染症発生に伴う指導状況	4 5
(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況	4 5
(5) エイズ相談及びH I V抗体検査の状況	4 5
(6) 健康教育実施状況	4 6

(7) 肝炎相談件数及び肝炎ウイルス検査の実施状況	4 6
ア 相談件数	4 6
イ 検査実施状況	4 6
ウ 肝炎インターフェロン治療受給者証交付状況	4 6
エ 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証交付状況	4 6

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況	4 7
(2) 相談事業の状況	4 7
(3) 市町指導・支援の状況	4 7

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況	4 8
(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況	4 8
(3) 組織育成支援状況	4 8
(4) 相談指導実施状況	4 9
(5) 家庭訪問指導状況	5 0
(6) 普及啓発・人材養成実施状況	5 0
ア 自殺対策	5 0
イ その他の精神保健福祉対策	5 0

難病対策

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況	5 1
(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況	5 3
(3) 相談事業の実施状況	5 3
(4) 電話相談及び面接相談等の状況	5 3
(5) 家庭訪問指導の状況	5 3
(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況	5 4
(7) アレルギー疾患相談事業等実施状況	5 4
ア 相談開催回数	5 4
イ 対象者	5 4
ウ 連絡協議会等開催状況	5 4
(8) アスベスト相談状況	5 5
ア 相談件数	5 5
イ 相談内容	5 5

母子保健対策

(1) 養育医療給付受給者数	5 6
----------------------	-----

(2) 長期療養児療育相談指導の実施状況	5 6
ア 訪問指導等の状況	5 6
イ 相談事業の状況	5 6
(3) 自立支援医療（育成医療）給付受給者数の状況	5 7
(4) 不妊治療費助成の申請状況	5 7

食品衛生対策

(1) 施設数の状況	5 8
ア 許可を要する施設数	5 8
イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）	5 9
ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）	5 9
(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況	6 0
(3) 食品衛生監視指導状況	6 1
ア 許可を要する施設に対する監視指導状況	6 1
イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）	6 2
ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（再掲）	6 2
(4) 食品収去検査状況	6 3
(5) 集団食中毒発生状況	6 3

生活衛生対策等

(1) 生活衛生施設監視指導状況	6 4
(2) 水道施設の監視状況	6 5
(3) 狂犬病予防業務の状況	6 5

薬事対策

(1) 薬事等監視指導状況	6 6
(2) 毒劇物監視指導状況	6 6
(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況	6 7
(4) 医薬品収去検査状況	6 8
(5) 家庭用品の試買検査状況	6 8
(6) 献血状況	6 8

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況	6 9
(2) 土壌汚染，化学物質対策の状況	6 9
(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況	6 9
(4) 公害苦情事案の取扱状況	7 0
(5) 水質事故事案の取扱状況	7 0

(6) 大気汚染測定網（常設）一覧表	7 0
<光化学オキダントに係る緊急時措置>	7 1
(7) 環境調査の実施状況	7 1

廃棄物対策

(1) 産業廃棄物処理業許可状況	7 2
(2) 自動車リサイクル法 登録・許可状況	7 3
(3) 産業廃棄物処理施設設置状況等	7 3
(4) 産業廃棄物関係立入指導等状況	7 4
(5) 産業廃棄物に係る協議等	7 5

試験検査業務

試験検査の実施状況	7 6
-----------------	-----

その他の資料

(1) 管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧	7 7
(2) 管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧	7 9

【第1部】 概 況

1 管内の概況

【管轄地域】 当所は、広島県西部に位置し、管内図（P3）のとおり呉市、大竹市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、安芸郡府中町、海田町、熊野町、坂町、山県郡安芸太田町、北広島町を所管している。なお、健康危機管理等に係る初動体制の確保や監視業務の現地性等を勘案し、広島支所（所在地：広島市中区基町）、呉支所（所在地：呉市西中央一丁目）の2支所が設置されている。

【面積・地勢・気候】 管内の面積は2,622.57km²で、県内の約31%を占めている。地勢は、島しょ部・沿岸部・内陸部に分かれ、面積の大部分は林野で占められている。気候は、瀬戸内海沿岸特有の比較的温暖な地帯であるが、北部には一部豪雪地帯も含まれている。また、管内には、平成8年12月に世界遺産に登録された厳島神社を有する日本三景の一つ安芸の宮島を始め、日本一の筆の里として有名な熊野、岩倉・宮浜等の温泉地や冠山・もみの木森林公園、三段峡、八幡湿原、スキー場などの多彩な観光資源が分布している。

【人口】 管内の人口は591,521人、世帯数は258,277世帯で、いずれも減少傾向にある。（平成23年3月31日現在）また、隣接する広島市のベッドタウンとしての立地条件に恵まれている沿岸部に集中する一方、江田島市や廿日市市宮島町等の島しょ部及び安芸高田市や安芸太田町等の北部地域においては、過疎化が進展している。

【交通】 沿岸部にはJR山陽本線・呉線、広島電鉄宮島線が走っている。また、島しょ部の廿日市市宮島町、大竹市阿多田島には定期船が運行されている。道路は国道2号、31号及び54号線等をはじめ、広島南道路（現在工事中）、広島熊野道路、広島呉道路及び東広島バイパス（現在工事中）で周辺地域と結ばれている。沿岸部では朝夕の慢性的な混雑が続いているが、山間部には公共交通機関の利便性の悪い地区が点在している。

【産業】 産業は、沿岸部においては、瀬戸内海臨海工業地帯を形成する県境の石油コンビナートやマツダ（株）、広島ガス（株）等と、これらに関連した中小の企業が数多く立地しており、近年では大型ショッピングセンターの開業が増えている。内陸部では、従来の農林業振興に加え、若者の定住を促す新たな産業の発信基地として、工業団地が整備されている。

管内人口の動向 （単位：世帯、人）

区 分	国勢調査（H22. 10. 1）		住民基本 台帳世帯数 （H23. 3. 31）	住 民 基 本 台 帳 人 口		
	世 帯 数	人 口		H23. 3. 31	H22. 3. 31	増 減
呉 市	98,480	239,553	111,071	242,233	244,490	-2,257
大 竹 市	11,852	28,848	12,548	28,696	29,093	-397
廿 日 市 市	44,653	114,062	48,189	117,607	117,662	-55
安芸高田市	11,741	31,497	13,225	31,584	32,017	-433
江田島市	11,463	27,018	12,807	26,755	27,318	-563
府 中 町	20,231	50,448	21,269	50,516	50,781	-265
海 田 町	11,654	28,477	11,799	28,036	28,021	15
熊 野 町	9,288	24,539	10,255	25,120	25,440	-320
坂 町	5,087	13,267	5,554	13,428	13,386	42
安芸太田町	3,028	7,259	3,408	7,545	7,715	-170
北広島町	7,751	19,970	8,152	20,001	20,193	-192
合 計	235,228	584,938	258,277	591,521	596,116	-4,595

市町別主要指標

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
面積 (K m ²)	2,622.57	353.84	78.57	489.36	537.79	100.97	10.45	13.81	33.62	15.67	342.25	646.24
世帯数	258,277	111,071	12,548	48,189	13,225	12,807	21,269	11,799	10,255	5,554	3,408	8,152
総人口	591,521	242,233	28,696	117,607	31,584	26,755	50,516	28,036	25,120	13,428	7,545	20,001
0歳～14歳	74,119 (12.5)	28,951 (12.0)	3,206 (11.2)	15,715 (13.4)	3,555 (11.3)	2,457 (9.2)	7,514 (14.9)	4,290 (15.3)	3,439 (13.7)	1,994 (14.8)	642 (8.5)	2,356 (11.8)
15歳～64歳	355,243 (60.1)	142,364 (58.8)	17,263 (60.2)	75,209 (63.9)	17,406 (55.1)	14,480 (54.1)	32,971 (65.3)	18,186 (64.9)	14,923 (59.4)	7,987 (59.5)	3,607 (47.8)	10,847 (54.2)
65歳～	162,159 (27.4)	70,918 (29.3)	8,227 (28.7)	26,683 (22.7)	10,623 (33.6)	9,818 (36.7)	10,031 (19.9)	5,560 (19.8)	6,758 (26.9)	3,447 (25.7)	3,296 (43.7)	6,798 (34.0)
人口密度	225.6	684.6	365.2	240.3	58.7	265.0	4,834.1	2,030.1	747.2	856.9	22.0	30.9

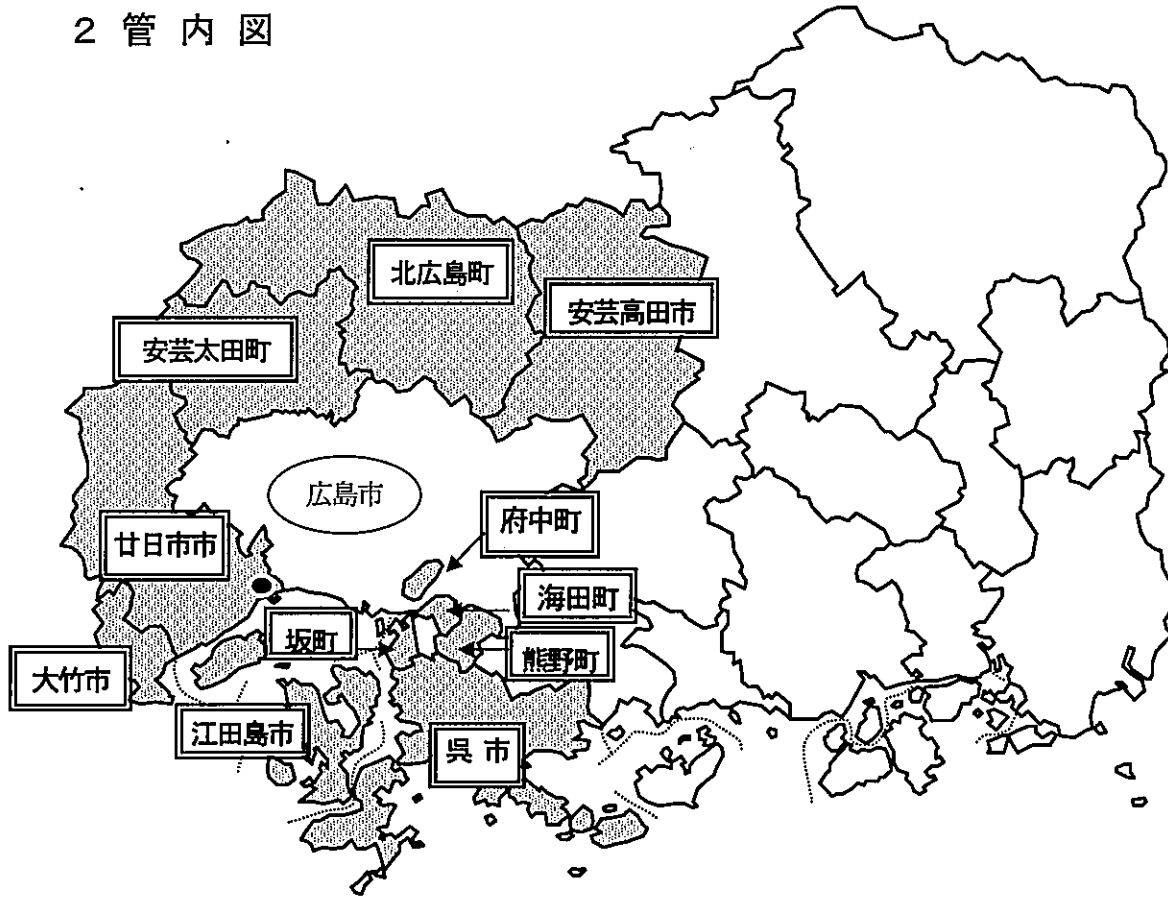
(注1) 面積…「平成22年度全国都道府県市区町村別面積調」<国土交通省国土地理院>

(注2) 世帯数, 総人口, 年齢別人口…「住民基本台帳年報」<総務省>[平成23年3月31日現在]

(注3) 総人口年齢区分の下段()は構成比(%)を示す。

(注4) 人口密度…総人口/面積

2 管内図



所管業務の概要

1 管内全ての市町を所管する業務

介護保険法，統計，水道法，温泉法等の業務。

ただし，水道法は水道事業（簡易水道の認可・監視指導）業務，温泉法は温泉掘削，ガス業務に限る。なお，簡易水道認可業務，上水道事故発生時対応業務に限り，広島市を含む。

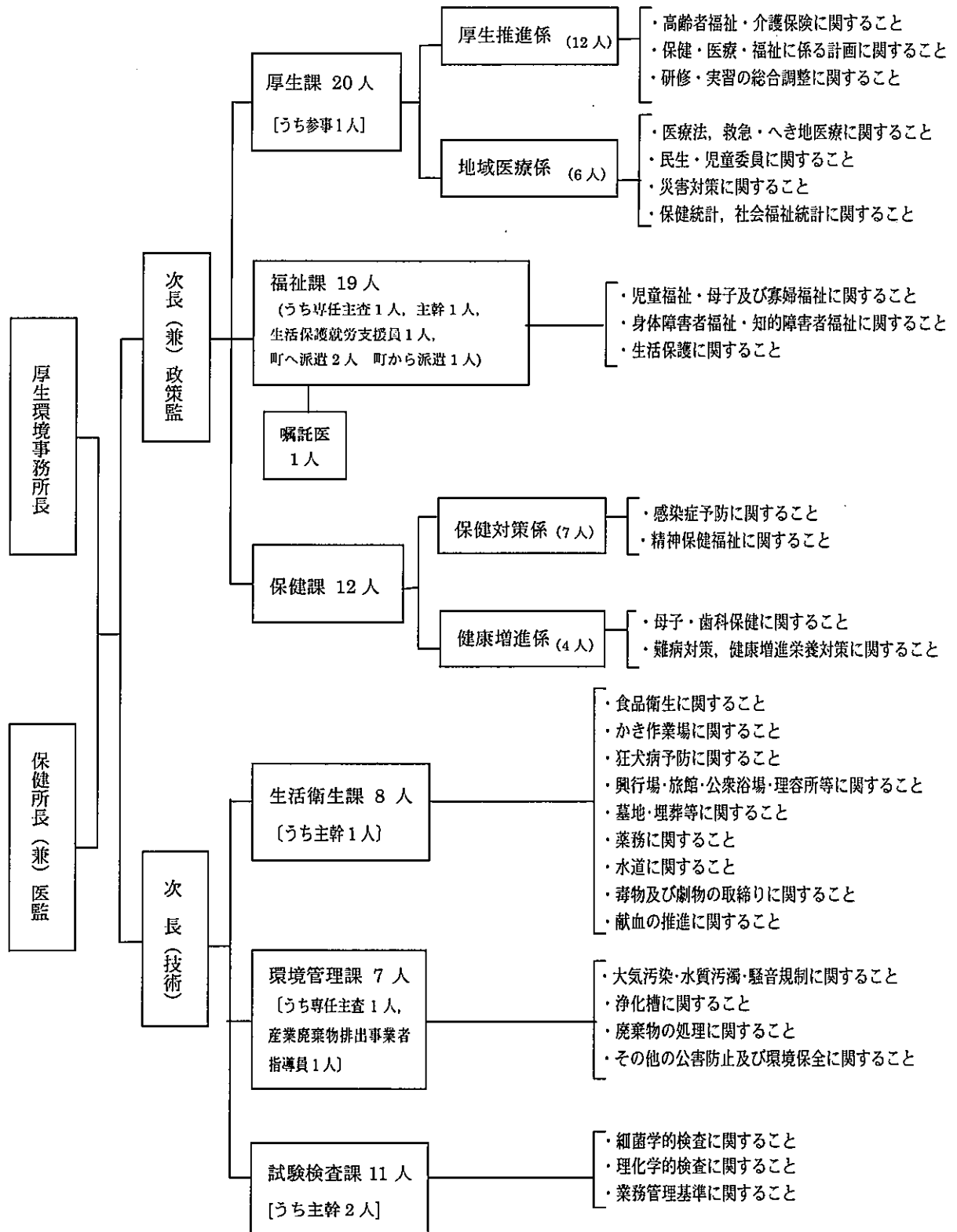
2 管内のうち限られた市町を所管する業務（広島支所，呉支所の所管業務及び権限移譲による市町所管業務を除いたもの）

業務 \ 市町	大竹市	廿日市市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町
医療，保健，食品衛生， 薬事，環境の業務	○	○					
生活衛生，水道（簡易専用 水道等），温泉（利用）の 業務	○		○	○	○	○	○
母子・寡婦福祉の業務	○	○					
生活保護の業務			○				
身体障害者福祉の業務				○		○	
児童福祉の業務				○	○	○	○

3 試験検査業務

試験検査業務は，所管市町（呉市を除く。）に加えて，西部東厚生環境事務所・保健所（東広島市，竹原市，大崎上島町），北部厚生環境事務所・保健所（三次市，庄原市）の試験検査業務を含む。

3 行政組織 (平成23年4月1日現在)



常設の相談等の実施計画

健康相談日

(平成23年度)

項目	内容	開催日	受付時間	開催場所	備考
精神保健福祉	精神保健福祉相談	平成23年4月28日	13:30～16:00	西部保健所2階相談室	要予約
		平成23年5月17日	"	"	
		平成23年6月16日	"	"	
		平成23年7月5日	"	"	
		平成23年8月2日	"	廿日市市あいプラザ	
		平成23年8月18日	"	西部保健所2階相談室	
		平成23年9月8日	"	"	
		平成23年10月4日	"	廿日市市あいプラザ	
		平成23年10月20日	"	西部保健所2階相談室	
		平成23年11月1日	"	"	
		平成23年11月15日	"	廿日市市あいプラザ	
		平成23年12月15日	"	西部保健所2階相談室	
		平成24年2月16日	"	"	
平成24年3月15日	"	"			
エイズ	HIV抗体検査	毎月第3水曜日	10:00～11:30	西部保健所2階相談室	要予約
肝炎	B型・C型肝炎ウイルス検査	毎月第3水曜日	13:00～14:30	西部保健所2階相談室	要予約

【第2部】 主要事業の概要

1 地域保健福祉対策

(1) 地域保健対策協議会活動

広島西二次保健医療圏内の保健・医療・福祉の関係団体で構成する「広島県西部地域保健対策協議会」（以下「県西部地対協」という。）を設置し、地域における保健・医療・福祉に関する事項について調査・協議を行うとともに、関係事業を実施し、地域住民の健康の保持増進に努める。

(2) 地区歯科衛生連絡協議会活動

保健所は、大竹地区・廿日市地区協議会の構成員として、地区内における歯科公衆衛生に関する事項について総合的に連携協議し、地域住民の健康の保持増進に必要な事業の実施に努める。

(3) 人材確保及び育成・資質の向上

少子・高齢化の急速な進展等により、保健・医療・福祉サービスへの需要が増大しており、これに対応する人材確保及び養成が大きな課題となっている。これらの状況に対応するため、大学等の養成機関から実習生を受け入れ、実習指導を行う。

2 地域福祉活動対策

地域福祉を担う民生委員・児童委員の活動を推進するため、民生委員・児童委員協議会との密接な連携に努める。

3 高齢者保健福祉対策

誰もが、高齢になっても、地域の一員として、安心して、生き生きと暮らせる社会の実現に向けて、市町、関係機関及び関係団体等と連携し、「ひろしま高齢者プラン（広島県老人福祉計画・介護保険事業支援計画）」に基づき、高齢者保健福祉対策を計画的・総合的に推進する。

(1) ひろしま高齢者プランの推進

市町老人福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護・福祉サービス体制の着実な推進を支援するとともに、保健・医療・福祉関係団体との調整を図り、市町及び事業者に対して適切な指導を行うなど、「ひろしま高齢者プラン」に基づき、保健福祉施策の総合的な推進を図る。

(2) 介護サービスの推進

高齢者の自立を支援し、住み慣れた地域で、できるだけ生活が継続できるよう、介護サービス事業者の指定及び指導等により、適正な介護サービス提供の推進を図るとともに、介護サービスの質の確保・向上を促進する。

4 身体障害者（児）福祉・知的障害者（児）福祉対策

障害の有無にかかわらず、県民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重して支え合う共生

社会の実現を目指し策定された「広島県障害者プラン」に基づき、障害者が地域社会の中で自立した社会生活を送り、積極的に社会参加ができるよう、関係機関との密接な連携を図ることにより各種施策を推進する。

また、障害者の保健福祉施策の総合化と自立支援を進めるための「障害者自立支援法」が平成18年4月に施行され、10月から新たな自立支援システムが本格的にスタートした。この新たな自立支援システムが円滑に運営されるよう提供体制の整備を図るとともに、市町の事業運営を支援する。

さらに、平成22年4月から、肝機能障害が身体障害者手帳の交付対象となったことを含め、引き続き、福祉サービスの基本となる身体障害者手帳の認定・交付事務の迅速な処理と特別障害者手当等支給事務の適正な実施に努める。

5 児童福祉対策

次代を担う児童の健全育成が重要な課題であることから、県では平成22年3月に「みんなで育てるこども夢プラン」を策定し、市町等関係機関と連携して、子育て支援施策の推進・充実に努める。

また、家庭や地域における養育環境の変化や、多様化する保育ニーズに対応し、安心して子育てができる環境の整備や地域で子育てを支援する体制強化が必要であり、市町が実施する保育施策や子育て支援策への支援を行う。

6 母子・寡婦・父子福祉対策

母子家庭・寡婦の経済的な自立の助成と生活意欲の助長を図り、併せて扶養している児童の福祉を推進するため、福祉資金の貸付を行っている。

また、DV（配偶者等からの暴力）問題については、支援を必要とする女性に対し関係機関と連携し早期に対応するとともに、自立支援を行う。

父子家庭については、生活の安定と児童の健全育成を図るため、市町が実施する施策の支援を行う。

7 生活保護対策

生活保護は、要保護者の生活の保障とあわせて、自立の促進を図るため、困窮の程度に応じ必要な保護を実施しており、訪問活動により、その適正実施に努める。

管内の保護の動向は、平成5年度を底として以後は増加傾向で推移してきたが、平成17年度からは増加傾向が鈍り、ほぼ横ばいで推移していた。しかし、平成20年度後半からは保護世帯が増加に転じている。

雇用情勢は依然として厳しい状況ではあり、稼動年齢層への就労支援を中心に被保護世帯の自立支援の取り組みを強化している。

8 医療対策

(1) 医療施設の指導

医療施設における適正な医療の確保を図るため、病院、有床診療所及び無床診療所に立入検査を実施し、入院患者の安全管理、医療従事者の確保、構造設備及び管理について必要な指導を行う。

(2) 救急医療対策

管内の救急医療体制については、一次（初期）救急医療は、市町が地区医師会に委託して行う在宅当番医制及び大竹市休日診療所、廿日市市休日・夜間急患診療所により確保されている。

また、二次救急医療は、独立行政法人国立病院機構広島西医療センター（以下「広島西医療センター」という。）と広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院（以下「厚生連広島総合病院」という。）による病院群輪番制により確保されている。

三次救急医療は、厚生連広島総合病院により平成23年4月から実施する。

今後とも救急医療対策の充実を図るため、県西部地対協救急医療専門部会を中心に協議・検討を行う。

(3) へき地医療対策

大竹市阿多田地区については、平成20年6月まで、広島西医療センター（へき地医療拠点病院）が週1回巡回診療を行ってきたが、平成20年7月に診療所が開設され、医療体制の確保が図られた。

また、大竹市栗谷地区については、栗谷診療所に厚生連広島総合病院から週2回医師等が派遣されている。

(4) 地域医療支援対策

厚生連広島総合病院が平成16年8月に地域医療支援病院として承認され、二次保健医療圏における地域のかかりつけ医（医科、歯科）を支援し、病診連携を推進する体制の整備が図られた。

(5) メディカルコントロール体制の整備

地域住民の救命率の向上を図るため「広島西圏域メディカルコントロール協議会」が平成15年5月15日に設立され、救急救命士による医師の包括的指示下での除細動が可能となった。また、医師の具体的指示下で、平成16年7月1日から気管内挿管が、平成18年4月1日から薬剤（エピネフリン）の投与が実施可能となった。

今後とも、協議会において協議・検討を行うとともに、医療機関と搬送機関が密接に連携したメディカルコントロール体制の推進を図る。

9 災害対策

広島県地域防災計画等に基づき、災害対策配備計画を策定し、防災体制を整備する。

また、災害が発生した場合は、被害状況を迅速かつ正確に調査し、報告する。

さらに、災害救助法が適用された場合は、市町長に委任している災害救助活動及び防疫活動を指導する。

10 健康増進・栄養改善対策

(1) 健康づくり対策

ア 「健康ひろしま21」圏域計画の推進

「あなたの組織も健康づくり推進組織です」のスローガンの下、圏域計画に掲げる健康課題の解決に向け、生涯にわたる健康の保持増進、望ましい生活習慣の確立を目指し、関係機関、団体との協働により、各種施策を実施する。

イ 健康生活応援店

住民の健康づくり活動を支援する環境整備の一環として、商工会、商工会議所等と連携し、健康生活応援店の協力店舗の拡充に努める。

(2) 栄養改善対策

ア 給食施設指導

管内の給食施設に対し、健康増進法に定められている「栄養管理基準」の適切な運用が図られるように指導・助言を行う。

イ 栄養表示

栄養表示基準制度の相談指導を行なうとともに、県民・市関係者等に対し正しい知識の普及啓発を図る。

ウ 人材育成

市栄養改善対策担当者及び地域活動栄養士に対し研修等を行い、人材育成に努める。

(3) 食育推進対策

「食育推進圏域連絡会議」を開催し、地域における食育推進のネットワーク化を図るとともに、市における食育推進計画の策定を支援する。

11 感染症対策

(1) 結核対策

平成19年4月1日、「結核予防法」が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に統合されたことに伴い、結核は二類感染症に類型区分され、総合的な対策が実施されることとなった。

管内の新規登録患者数、登録者数については、いずれも横ばい状態であるが、高齢者の割合が高いため、これらの年齢層を中心とした結核対策を推進する。

ア 結核対策特別促進事業

(ア) 高齢者福祉施設職員等を対象とした講習会の実施

(イ) 直接服薬支援(DOTS)を軸とした服薬支援

(ウ) 高齢者施設及び高等学校等へのパンフレット配布による啓発普及

イ 患者が発見された場合、結核委託医療機関との連携による結核接触者検診・感染源対策の徹底を図る。

ウ 感染症診査協議会結核部会を定例的に開催し、医療費の公費負担申請に係る適正医療の普及を図る。

(2) 感染症対策

ア 新型インフルエンザの発生に対応するため、県西部地対協地域新型インフルエンザ対策推進会議を設置するなど、関係機関との適切な情報の共有のもとに危機管理体制を整備し、迅速・的確な感染拡大の防止を図る。

また、感染症（鳥インフルエンザH5N1外）の発生に備え、迅速に対応するための訓練等を実施する。

イ エイズ予防対策については、住民に対する正しい知識の普及啓発をポスター等の掲示により実施し、プライバシーの保護に配慮しながら、エイズ相談を常時実施する。

また、HIV抗体検査を月1回実施し、感染者の早期発見・二次感染防止を図る。

ウ 肝炎ウイルスについては、感染している疑いがあり、検査を受けることを希望する者に対して、C型肝炎ウイルス検査、B型肝炎ウイルス検査及び相談事業を月1回実施し、キャリアを早期に発見、早期に適切な医療に結びつける。

また、ウイルス性肝炎の治療で、インターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療を要すると認定された方について、経済的な負担を軽減するため、医療費の一部を助成する。

エ 事前対応型の体制整備として、医療機関・保健所・県・国間のコンピューターオンラインシステムによる情報の収集、情報分析及び感染症発生動向調査体制の充実を図ることにより、効果的な予防対策に努める。

12 歯科保健対策

生涯を通じた口腔の健康づくりのため、80歳で20本の歯を保つ「8020運動」の推進や、はつらつ家族表彰等を行い住民の口腔ケアの充実を図るとともに、必要に応じ難病患者等に対して、専門的口腔ケア指導を実施する。

また、「健康ひろしま21」圏域計画の推進を図るため、地区歯科衛生連絡協議会（大竹市、廿日市地区）と連携し、地域で歯科保健事業が総合的・効果的に推進できるよう研修会等を開催する。

13 精神保健福祉対策

(1) 法的措置

入院又は在宅の精神障害者について、精神保健福祉法に基づく入院措置制度等の適切な運用を図る等医療と福祉の向上に努める。

また、精神科病院の实地指導、入院者病状審査及び入院状況調査を行い、患者の人権に配慮した適正な医療及び保護の確保を図る。

(2) 地域精神保健福祉活動

ア 精神障害者地域移行支援

精神科病院・施設等に入院・入所している精神障害者のうち、病状が安定しており、受入条件が整えば退院・退所可能である者に対し、安心して暮らすことのできる地域生活の場を確保するための支援態勢づくりを行う。

イ 自殺予防対策推進事業

地域の関係職員が自殺の原因となる心の健康問題に関する相談技能を向上させ、自殺のおそれのある者やその周辺の者達への支援ができるよう講演会等を実施する。

ウ 精神保健福祉相談及び訪問指導事業

保健師による家庭訪問指導や精神科医による精神保健福祉相談（思春期相談を含む）を実施し、当事者や家族の支援を行う。

エ 市への支援

精神障害者への保健福祉施策が各市において円滑に実施できるよう必要な協力支援を行う。

特に、危機介入を必要とする事例や、ひきこもり、薬物依存症者、高次脳機能障害者等への必要な支援を、各市と連携して行う。

14 難病対策

特定疾患及び小児慢性特定疾患の患者及び家族の精神的不安や経済的負担の軽減を図るため、医療費の公費負担を行うとともに在宅療養を支援する。

(1) 特定疾患及び小児慢性特定疾患治療研究事業

原因不明で治療法が確立しておらず、治療が長期にわたる特定疾患56疾患及び小児慢性特定疾患11疾患群について、医療費の公費負担を行い経済的負担の軽減を図る。

(2) 難病相談等事業

患者や家族の精神的不安や経済的負担の軽減を図るため、保健・医療・福祉に関する相談会や講演会・交流会を実施する。

(3) 重症難病患者地域支援事業

在宅難病患者の安定した療養生活の支援を行うため、関係機関と連携し、保健師等による家庭訪問を実施する。また、必要に応じて支援関係者等による会議を開催し、各種サービス等の支援計画を策定・評価し、患者の実態に応じた支援を行う。受療困難な在宅患者に対し、医師・保健師・栄養士・歯科衛生士等による訪問診療を実施する。

(4) アレルギー疾患相談事業

アレルギー疾患の患者やその家族の不安を解消し、生活を支援するため、生活や食事について随時相談を行うとともに、市及び教育関係者を対象に研修会を開催する。

(5) 石綿（アスベスト）健康被害対策

石綿（アスベスト）健康被害者の救済について、救済給付等の申請受付業務（環境再生保全機構から申請受付業務委託）を行うとともに、健康被害に関する相談を随時実施する。

15 母子保健対策

地域の母子保健対策を総合的に推進するため、市など関係機関と連携し、より効果的・専門的な支援を実施する。

(1) 心身障害児対策

心身障害の早期発見・療育を目的として、長期療養児療育相談事業、先天性代謝異常等検査事業を実施する。

また、治療の必要な身体障害児に対して医療給付（自立支援医療：育成医療）を行うとともに各事業の検査・相談結果等から保護者の不安等を解消するため必要に応じて、市等関係機関と連携し、訪問指導等の支援を行う。

(2) 不妊治療支援事業（次世代育成支援対策事業）

医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部を助成する。

(3) 児童虐待防止対策

育児不安・困難等により、支援を必要とする養育者に対し、関係医療機関（産婦人科及び小児科）と市等の連携による支援システムの確立を支援する。

16 食品衛生対策

食中毒など、食品による危害の発生を未然に防止するため、食品製造・加工施設をはじめ集団給食施設や大規模旅館等の大量調理施設の重点的な監視指導を行うとともに、管内で製造された食品や流通している食品の収去検査を実施し、不良食品の排除に努める。

また、食品衛生協会と連携して食品事業者の自主衛生管理体制の確立を推進し、県民が安全で安心できる食生活の実現に向けた取組を推進する。

(1) 監視指導及び収去検査

ア 食品製造施設

大量かつ広域に流通する食品、危害度の高い食品、乳児や高齢者等が高頻度に喫食する食品を製造する施設への重点的な立入調査を実施し、各製造工程での衛生管理の実施状況や施設等の管理状況を監視指導する。

管内の総合衛生管理製造過程の承認施設に対して国に同行して立入り、HACCPシステムによる自主衛生管理体制の維持・整備について指導・助言をする。

イ かき作業場

本県の特産品として全国に出荷しているかきの衛生確保を図るため、当所管内にある110のかき作業場に対して、かきシーズン前の衛生講習会、重点的な監視指導の実施及び収去検査を行い、かきの衛生対策を推進している。また、かき作業場の営業者に対しては、作業従事者の検便、使用水の検査等自主衛生管理の徹底を図る。

ウ 仕出し・弁当屋、旅館業及び集団給食施設等

衛生講習会を実施して衛生知識の向上を図るとともに、施設への立入調査や副食等の細菌検査を実施し、食中毒の未然防止に努める。

また、当所管内には世界遺産登録及び日本三景の一つである観光地宮島があり、毎年、国内外から訪れる多くの観光客の衛生確保対策として、参道沿いの飲食店、旅館、土産物店等の集中監視を行う。

エ 食品表示適正化の推進

JAS法、景品表示法及び健康増進法を所管する関係機関と連携し、食品関係事業者

への表示指導及び啓発資料の配布を行う。さらに量販店及び加工食品製造施設に対し、表示の一斉監視を実施する。

(2) 自主衛生管理体制の確立

ア 廿日市食品衛生協会の円滑な事業運営及び食品衛生指導員活動の活性化等を助言・指導し、業界の自主的な衛生管理体制の確立を推進する。

イ 平成16年8月に創設された「広島県食品自主衛生管理認証制度」の普及啓発に努める。

17 生活衛生対策

旅館、興行場、公衆浴場、理容所、美容所及びクリーニング所などの生活衛生関係営業施設の衛生確保を図るため、構造設備基準・衛生措置基準の適合状況について監視指導を行う。

特に、旅館や公衆浴場などの入浴施設の管理者に対しては、自主衛生管理の徹底を図り、レジオネラ症の発生防止に努める。

また、水道事業及び専用水道等の施設設備の維持管理状況等（特にクリプトスポリジウム対策）について監視指導を行う。

18 薬事対策

(1) 薬局・医薬品販売業の監視指導

医薬品等の安全性、有効性の確保を図るため、薬局・医薬品販売業における医薬品等の管理状況、医薬品の広告物等について監視指導するとともに、不良医薬品を排除するため医薬品の収去検査を実施する。

また、薬局における安全管理体制の整備を指導するとともに、医薬品の適正使用について普及啓発を図る。

(2) 毒物劇物営業施設等の監視指導

毒物劇物による危害防止を図るため、毒物劇物製造業・販売業におけるその取扱い及び保管管理等について監視指導を行う。

(3) 麻薬・覚せい剤等の監視指導

薬局及び病院等における麻薬、向精神薬及び覚せい剤原料の譲渡・保管等について監視指導を行う。

また、自生けしを撲滅するため、開花期に関係市・住民の協力を得て除去に努める。

(4) 献血推進対策

医療技術の進歩に伴い、血液製剤の使用量が年々増加していることから、その需要に対応するとともに安全性の高い血液製剤を供給するため400ml献血や成分献血の推進を図る。

また、献血思想の普及に努める。

(5) 温泉の監視指導

温泉は、療養・保養及び休養の場として見直され、その需要が増大してきている。管

内には、多くの温泉地があり、この温泉の適正な利用を図るため、温泉利用施設における利用方法、掲示等について監視指導を行う。

19 環境保全対策

環境の悪化を未然に防止し、安全で安心できる快適な生活が送れるように、大気・水質保全対策、土壌汚染対策、ダイオキシン対策、地球温暖化対策及びオゾン層の保護等、環境保全対策を推進する。

(1) 大気汚染防止対策

大気汚染防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。

大気汚染緊急時の措置として、硫黄酸化物、オキシダント等の濃度が一定の基準を超えたときは、広島県大気汚染緊急時措置要領に基づき、関係企業に緊急時の措置を要請した場合の措置状況を検査する。

また、CO₂削減やフロン対策等に取り組み、地球の温暖化防止及びオゾン層の保護対策を推進する。

(2) 水質汚濁防止対策

水質汚濁防止法等の規制対象となる工場・事業場の立入検査を実施する。

水質汚染事故が発生した場合には、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応する。

(3) 土壌汚染防止対策

特定有害物質を使用・製造・処理する事業者の立入検査を実施する。

(4) 化学物質対策

ダイオキシン類・環境ホルモン物質等の化学物質による環境汚染を防止するため、化学物質のモニタリング調査を実施するとともに、工場・事業場の立入検査を実施する。

(5) 公害苦情事案対策

大気汚染・水質汚濁や廃棄物の不法投棄などの住民からの苦情相談に、市など関係機関と連携し取り組む。

(6) 啓発・環境学習

県民一人ひとりが環境への負荷の少ないライフスタイルのあり方などに対する理解と認識を深め、それを実践できるよう環境保全に関する普及啓発を行う。

20 廃棄物対策

廃棄物の減量化・リサイクル及び適正処理を図るため、廃棄物対策を推進する。

(1) 一般廃棄物対策

管内のごみ処理施設、し尿処理施設及び浄化槽が適正に維持管理されるよう、監視指導権限を移譲した市に対しフォローアップを行う。

(2) 産業廃棄物対策

産業廃棄物処理業者、産業廃棄物処理施設、産業廃棄物排出事業所及び自動車リサイクル法登録・許可業者等の立入検査を実施するとともに、不法投棄監視のための陸からのランドパトロール、海からのシーパトロール及び空からのスカイパトロール等を行い、

廃棄物の排出抑制，資源化リサイクル等の推進，廃棄物の減量化及び適正処理について指導する。

また，廃棄物の不法投棄防止対策については，広島支所と共に，双方の管内の市町，警察署及び海上保安部等の関係機関と県の関係機関により「広島西部地域廃棄物不法投棄防止連絡協議会」を設置しており，関係機関が一体となった対策を実施する。

21 試験検査業務

食品衛生，環境保全対策等に係る行政検査，食中毒，苦情事案及び感染症等の危機管理検査，権限委譲に伴う受託検査について，細菌学的検査と理化学的検査を実施する。

(1) 行政検査

ア 食品衛生対策においては，食品等について成分規格，食品添加物，輸入食品等の指定外添加物，残留農薬，衛生規範等の検査を実施する。

イ 環境保全対策においては，水質汚濁防止法に基づく工場・事業場排水の検査を実施する。

ウ 廃棄物対策においては，埋立地や産業廃棄物処理場の排水等の検査を実施する。

(2) 危機管理検査

ア 食中毒事案等の発生時は，保存食品や有症者便等について，食中毒起因菌検索を行い原因究明に必要な検査を実施する。

イ 感染症事案の発生時は，感染拡大防止のため有症者及び接触者の検便を速やかに実施する。

ウ 水道水源汚染事案，河川の汚染事案及び産業廃棄物関係事案対応の検査を実施する。

(3) 受託検査

水質汚濁防止法の権限移譲に伴い，三次市及び庄原市から委託を受けた工場・事業場排水の検査を実施する。

【第3部】 資 料

管内の主要な行政客体一覧

管内の状況 一覧(その1)

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	備 考
保 育 所 公 立	89	27	4	20	10	11	1	4	1	2	4	5	
私 立	59	30	3	1	4	0	5	3	3	2	0	8	
母 子 生 活 支 援 施 設	2	1		1									
児 童 館	21	4	1	5	3	4	1	2			1		
児 童 遊 園	1									1			
身 体 障 害 者 (児) 人 数	28,997	11,837	1,386	4,496	2,231	1,899	2,063	1,253	1,216	678	588	1,350	
知 的 障 害 者 (児) 人 数	4,599	1,901	211	812	365	258	326	179	170	97	72	208	
障 害 者 支 援 施 設	6	1		3	2								
障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 (日 中 系 施 設 サ ー ビ ス)	46	16	1	7	8	3	2	1	2		3	3	
旧 法 指 定 施 設	14	6		1	5			1			1		
精 神 障 害 者 社 会 復 帰 施 設	5	2	2	1									
養 護 老 人 ホ ー ム	9	3	1	1	1		1		1			1	
軽 費 老 人 ホ ー ム (A 型)	-												
軽 費 老 人 ホ ー ム (ケ ア ハ ウ ス)	19	7		4	1	2	1	1		1		2	
老 人 福 祉 セ ン タ ー	15	4	1	2	2	2	1	1	1		1		
老 人 介 護 支 援 セ ン タ ー	26			9	6	7		1	2	1			
生 活 支 援 ハ ウ ス (高 齢 者 生 活 福 祉 セ ン タ ー)	4				1						1	2	
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー (介 護 予 防 支 援 事 業 所)	20	8	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	
居 宅 介 護 支 援 事 業 所	161	70	7	31	8	8	9	4	8	3	5	8	
居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	529	233	27	82	43	31	26	22	15	12	13	25	
介 護 保 険 施 設	87	38	3	12	11	5	2	3	2	2	3	6	
市 町 保 健 セ ン タ ー	7		2	5									
病 院	13		3	10									
病 院 病 床 数	2,573		876	1,697									
一 般 診 療 所	126		31	95									
齒 科 診 療 所	69		14	55									
助 産 所	4		1	3									
施 術 所	70		19	51									
衛 生 検 査 所	-												
給 食 施 設 数	80		19	61									

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 市町保健センターは、類似施設を含む。

管内の状況 一覧(その2)

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	広 島 市	備 考
食品関係施設数(要許可)	2,371		451	1,920										
食品関係施設数(不要許可)	1,375		300	1,075										
食品関係条例対象施設数	425		98	327										
犬の登録頭数	8,992		1,472	7,520										
旅 館	61		8				2	5	5	0	41			
公 衆 浴 場	23		1				4	5	3	3	7			
興 行 場	1		0				1	0	0	0	0			
理 容 所	165		36				55	26	22	12	14			
美 容 所	247		57				78	45	33	15	19			
ク リ ニ ン グ 所	164		22				59	39	25	10	9			
水道用水供給水道	-													
上 水 道	6		1		1	1	0	1	1	0	0	1		
簡 易 水 道	36	5	0	6	13	0	0	0	0	0	3	4	5	
専 用 水 道	11		1				0	0	1	0	9			
薬局(既存薬局を含む。)	83		27	56										
店 舗 販 売 業	18		2	16										
既存一般販売業	-		0	0										
卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	4		0	4										
既存薬種商等	2		0	2										
特 例 販 売 業	3		2	1										
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	36		10	26					0					
管理医療機器販売業・賃貸業	224		58	166										
麻 薬 取 扱 者	324		76	248										
温 泉 利 用 施 設	10	0	-	-	-	2	1	1	0	1	5	-	-	
ば い 煙 発 生 施 設	327		99	228										
ば い 煙 関 係 特 定 施 設	169		116	53										
揮 発 性 有 機 化 合 物 排 出 施 設	13		8	5										
一 般 粉 じ ん 発 生 施 設	65		52	13										
特 定 粉 じ ん 発 生 施 設	-													
粉 じ ん 関 係 特 定 施 設	134		79	55										
第一種フロン類回収業者(事業者数)	21		3	18										
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	61		16	45										
P R T R 届 出 事 業 所	-													
産業廃棄物多量排出事業者 処理計画策定事業所	21		10	11										
ダイオキシン関係特定施設	30		11	19										
水質汚濁関係特定事業場	421		71	350										
汚水等関係特定事業場	34		4	30										
汚 染 土 壌 処 理 業	-													
産 業 廃 棄 物 処 理 業 者	139		33	106										
中間処理施設	34		18	16										
最終処分場	7			7										
自動車リサイクル引取業者	49		7	42										
フロン類回収業者	15		1	14										
解体業者	2			2										
破砕業者	1			1										

(注1) 備考欄は、区分ごとの数値の時期及び出典等を記載している。

(注2) 一般販売業は、卸売一般販売業を除く。

人口動態

(1) 人口動態総覧 市町村・年次別

区分	人口	出生児数 (人)						死亡者数 (人)						
		総数	男	女	率 (人口千対)	(内) 低体重児		総数	男	女	率 (人口千対)	(内) 乳		
						総数	出生に占める割合 (%)					総数	率 (出生千対)	
広島県	19年	2,842,000	25,887	13,263	12,624	9.1	2,467	9.5	26,070	13,623	12,447	9.2	48	1.9
	20年	2,836,000	25,560	13,051	12,509	9.0	2,391	9.4	27,150	14,211	12,939	9.6	68	2.7
	21年	2,831,000	25,596	13,157	12,439	9.0	2,501	9.8	26,992	14,022	12,970	9.5	62	2.4
管内	19年	607,703	4,740	2,442	2,298	7.8	450	9.5	6,564	3,395	3,169	10.8	10	2.1
	20年	603,620	4,615	2,371	2,244	7.7	458	9.9	6,559	3,421	3,138	10.9	10	2.2
	21年	599,789	4,635	2,426	2,209	7.8	429	9.3	6,607	3,365	3,242	11.0	11	2.4
呉市	19年	250,345	1,819	915	904	7.3	185	10.2	3,050	1,522	1,528	12.2	5	2.7
	20年	248,210	1,847	924	923	7.5	213	11.5	2,937	1,560	1,377	11.8	7	3.8
	21年	246,331	1,837	960	877	7.4	161	8.8	2,896	1,456	1,440	11.8	6	3.3
大竹市	19年	29,924	185	95	90	6.2	14	7.6	326	171	155	10.9		
	20年	29,576	209	115	94	7.1	25	12.0	309	151	158	10.4		
	21年	29,389	212	106	106	7.2	29	13.7	334	183	151	11.4	1	4.7
廿日市市	19年	117,863	950	491	459	8.1	103	10.8	889	471	418	7.5	1	1.1
	20年	117,570	847	442	405	7.2	77	9.1	974	510	464	8.3	2	2.4
	21年	117,667	953	512	441	8.1	81	8.5	983	520	463	8.4	2	2.1
安芸高田市	19年	33,251	205	114	91	6.2	19	9.3	478	243	235	14.4	1	4.9
	20年	32,775	211	110	101	6.4	18	8.5	461	245	216	14.1		
	21年	32,414	188	104	84	5.8	25	13.3	515	261	254	15.9		
江田島市	19年	29,075	157	83	74	5.4	16	10.2	481	266	215	16.5		
	20年	28,459	145	85	60	5.1	15	10.3	487	253	234	17.1	1	6.9
	21年	27,821	143	82	61	5.1	13	9.1	460	218	242	16.5		
府中町	19年	51,207	583	322	261	11.4	43	7.4	338	193	145	6.6		
	20年	51,272	531	268	263	10.4	32	6.0	346	194	152	6.7		
	21年	51,019	529	274	255	10.4	51	9.6	366	196	170	7.2	1	1.9
海田町	19年	28,113	316	162	154	11.2	23	7.3	165	88	77	5.9		
	20年	28,052	320	164	156	11.4	34	10.6	210	104	106	7.5		
	21年	27,916	296	156	140	10.6	22	7.4	192	102	90	6.9	1	3.4
熊野町	19年	25,822	233	118	115	9.0	19	8.2	241	140	101	9.3	2	8.6
	20年	25,756	201	105	96	7.8	15	7.5	235	119	116	9.1		
	21年	25,579	194	89	105	7.6	20	10.3	223	118	105	8.7		
坂町	19年	12,963	132	61	71	10.2	12	9.1	153	77	76	11.8		
	20年	13,189	133	62	71	10.1	14	10.5	141	70	71	10.7		
	21年	13,368	125	63	62	9.4	9	7.2	155	70	85	11.6		
安芸太田町	19年	8,276	32	17	15	3.9	7	21.9	143	72	71	17.3		
	20年	8,103	31	17	14	3.8	1	3.2	175	76	99	21.6		
	21年	7,872	30	13	17	3.8	3	10.0	166	84	82	21.1		
北広島町	19年	20,864	128	64	64	6.1	9	7.0	300	152	148	14.4	1	7.8
	20年	20,658	140	79	61	6.8	14	10.0	284	139	145	13.7		
	21年	20,413	128	67	61	6.3	15	11.7	317	157	160	15.5		

(注) 平成19年～平成21年広島県人口動態統計年報による。ただし、広島県の人口については、当年の10月1日の推計人口による。

人)		死産胎数(胎)				周産期死亡数(人)				婚姻件数		離婚件数		区分	
児死亡		総数	自然	人工	率 (出産千対)	総数	妊娠満22週 以後の死産	早期新生児 死亡	率 (出産千対)	総数	率 (人口千対)	総数	率 (人口千対)		
(内)新生	児死亡														
総数	率 (出生千対)														
18	0.7	602	282	320	22.7	87	78	9	3.4	16,135	5.7	5,514	1.94	19年	広島県
25	1.0	617	292	325	23.6	105	87	18	4.1	16,365	5.8	5,332	1.88	20年	
33	1.3	582	249	333	22.2	112	87	25	4.4	15,913	5.6	5,503	1.94	21年	
3	0.6	104	52	52	21.5	14	12	2	2.9	3,003	4.9	1,048	1.72	19年	管内
6	1.3	112	57	55	23.7	25	20	5	5.4	3,057	5.1	968	1.60	20年	
7	1.5	102	41	61	21.5	19	12	7	4.1	2,909	4.9	1,000	1.67	21年	
1	0.5	36	20	16	19.4	6	5	1	3.3	1,273	5.1	417	1.67	19年	呉市
4	2.2	35	18	17	18.6	8	5	3	4.3	1,224	4.9	400	1.61	20年	
4	2.2	37	7	30	19.7	8	4	4	4.3	1,194	4.8	398	1.62	21年	
		5	3	2	26.3	1	1		5.4	126	4.2	56	1.87	19年	大竹市
		11	4	7	50.0	2	2		9.5	153	5.2	33	1.12	20年	
		5		5	23.0					130	4.4	51	1.74	21年	
1	1.1	24	10	14	24.6	4	3	1	4.2	534	4.5	226	1.92	19年	廿日市市
1	1.2	21	11	10	24.2	6	5	1	7.0	648	5.5	205	1.74	20年	
2	2.1	28	19	9	28.5	7	5	2	7.3	581	4.9	194	1.65	21年	
		2		2	9.7					143	4.3	53	1.59	19年	安芸高田市
		6	2	4	27.6					124	3.8	48	1.46	20年	
		2	1	1	10.5					121	3.7	48	1.48	21年	
										116	4.0	42	1.44	19年	江田島市
1	6.9	4	2	2	26.8	1		1	6.9	122	4.3	36	1.26	20年	
		4	2	2	27.2					112	4.0	54	1.94	21年	
		14	9	5	23.5	2	2		3.4	334	6.5	95	1.86	19年	府中町
		12	6	6	22.1	1	1		1.9	318	6.2	100	1.95	20年	
1	1.9	16	7	9	29.4	3	2	1	5.6	322	6.3	81	1.59	21年	
		6	2	4	18.6					155	5.5	65	2.31	19年	海田町
		5	2	3	15.4					194	6.9	48	1.71	20年	
		4	3	1	13.3					162	5.8	51	1.83	21年	
1	4.3	10	5	5	41.2					144	5.6	32	1.24	19年	熊野町
		7	5	2	33.7	2	2		9.9	98	3.8	43	1.67	20年	
		1		1	5.1					115	4.5	59	2.31	21年	
		3	1	2	22.2					82	6.3	21	1.62	19年	坂町
		1		1	7.5					72	5.5	23	1.74	20年	
		1		1	7.9					64	4.8	21	1.57	21年	
										30	3.6	11	1.33	19年	安芸太田町
		3	2	1	88.2	2	2		60.6	24	3.0	2	0.25	20年	
		1	1		32.3					24	3.0	5	0.64	21年	
		4	2	2	30.3	1	1		7.8	66	3.2	30	1.44	19年	北広島町
		7	5	2	47.6	3	3		21.0	80	3.9	30	1.45	20年	
		3	1	2	22.9	1	1		7.8	84	4.1	38	1.86	21年	

(2) 選択死因別死亡者数

(単位:人)

選択死因分類コード		Se01	Se02	Se14	Se15	Se16	Se21	Se25	Se26	Se27	Se28	Se29	Se30	Se31	Se32	Se34			選択死因分類コード
死因分類コード		01200	02100	04100	09100	09200	09300	09400	10200	10400	10500	11300	14200	18100	20100	20200			死因分類コード
選択死因分類		総数	結核	悪性新生物	糖尿病	高血圧性疾患	(高血圧性を除く) 心疾患	脳血管疾患	大動脈瘤及び解離	肺炎	慢性閉塞性肺疾患	喘息	肝疾患	腎不全	老衰	不慮の事故	自殺	その他	選択死因分類
広島県	19年	26,070	60	7,702	303	119	4,205	2,843	268	2,701	363	64	415	614	695	938	684	4,096	19年
	20年	27,150	54	7,994	331	132	4,410	2,838	311	2,865	386	52	424	605	862	961	632	4,293	20年
	21年	26,992	60	7,749	313	110	4,430	2,776	308	2,778	351	57	387	611	993	928	668	4,473	21年
管内	19年	6,564	21	1,934	73	31	1,051	716	73	618	93	15	108	157	204	252	157	1,061	19年
	20年	6,559	13	1,872	77	37	1,059	690	61	685	100	13	107	144	230	238	133	1,100	20年
	21年	6,607	18	1,865	72	40	1,157	659	76	658	85	13	90	153	261	245	136	1,079	21年
呉市	19年	3,050	12	884	37	14	468	328	35	280	48	10	53	66	106	109	69	531	19年
	20年	2,937	7	857	36	16	463	297	34	316	43	2	40	70	122	107	51	476	20年
	21年	2,896	11	821	31	22	492	277	38	269	38	8	40	74	121	119	55	480	21年
大竹市	19年	326	1	102	3	1	56	39	4	34	3		4	4	4	13	4	54	19年
	20年	309	2	85	1	1	51	29	1	44	2		6	9	9	6	4	59	20年
	21年	334	1	89	3	3	60	38	2	39	6		3	5	7	12	7	59	21年
廿日市市	19年	889	2	307	8	6	120	88	15	81	10	1	18	18	23	32	20	140	19年
	20年	974	2	267	8	7	143	115	8	100	15	2	23	18	34	42	23	167	20年
	21年	983	2	295	16	3	150	102	14	100	9	1	15	15	39	41	22	159	21年
安芸高田市	19年	478	2	120	3	2	99	49	2	52	4		6	19	20	22	14	64	19年
	20年	461	2	115	5	3	92	32	6	54	8	1	8	4	22	15	15	79	20年
	21年	515		128	4	1	113	49	5	60	3		6	12	31	22	9	72	21年
江田島市	19年	481	1	135	4	3	86	77	1	43	7	1	4	11	10	25	8	65	19年
	20年	487		147	10	2	89	70	2	41	9	4	6	7	9	14	8	69	20年
	21年	460	1	135	5	4	82	45	6	32	8	2	9	11	16	14	10	80	21年
府中町	19年	338	1	104	4		55	36	4	40	5	2	5	7	2	5	15	53	19年
	20年	346		122	3	2	49	35	4	31	7		7	10	4	8	7	57	20年
	21年	366	1	120	4	3	57	46	1	46	6		3	5	3	8	6	57	21年
海田町	19年	165		57	3		17	11	1	19	4		6	7		6	4	30	19年
	20年	210		59	3	1	33	21		22	4	1	3	3	5	10	5	40	20年
	21年	192	1	58	4		38	14	1	21	5		1	3	3	5	7	31	21年
熊野町	19年	241	1	78	5	1	48	23	1	21	3		4	4	2	10	8	32	19年
	20年	235		70	2	2	34	24		26	1	3	5	3	4	10	9	42	20年
	21年	223	1	62	1		40	22	4	21	4		2	5	7	7	6	41	21年
坂町	19年	153		51	2		24	9	2	6	4	1	4	5	4	6	2	33	19年
	20年	141		39	1		32	15	1	13	1		3	6	1	4	3	22	20年
	21年	155		49		2	16	15	1	19	1		1	9	2	5	3	32	21年
安芸太田町	19年	143	1	30		2	26	13	3	14			1	11	14	5	3	20	19年
	20年	175		39	4	1	20	20	4	15	3		3	10	7	7	3	39	20年
	21年	166		38	1		40	21	2	13	2		3	2	16	4	5	19	21年
北広島町	19年	300		66	4	2	52	43	5	28	5		3	5	19	19	10	39	19年
	20年	284		72	4	2	53	32	1	23	7		3	4	13	15	5	50	20年
	21年	317		70	3	2	69	30	2	38	3	2	7	12	16	8	6	49	21年

(注) 平成19年～平成21年 広島県人口動態統計年報による。

(3) 主要死因別標準化死亡比

区 分	総数	Se01 結核	Se02 悪性新生物	Se14 糖尿病	Se15 高血圧性疾患	Se16 心疾患	Se21 脳血患疾患	Se25 大動脈瘤及び解離	Se26 肺炎	Se27 慢性閉塞性肺疾患	Se28 喘息	Se29 肝疾患	Se30 腎不全	Se31 老衰	Se32 不慮の事故	Se34 自殺	区 分
広島県	98.9	80.9	99.8	97.7	90.8	98.2	91.2	100.7	97.9	107.6	106.2	105.2	102.7	96.1	103.6	91.5	広島県
呉市	105.4	110.6	105.4	105.4	112.4	100.0	98.0	119.4	100.8	102.0	105.8	126.2	113.8	95.3	118.7	90.6	呉市
大竹市	99.5	55.1	96.2	113.3	111.8	96.3	92.9	91.1	127.5	132.4	51.9	94.8	89.3	61.0	89.3	85.7	大竹市
廿日市市	92.5	63.5	95.6	77.5	94.3	87.7	87.4	76.6	97.1	111.2	79.7	83.4	88.8	99.8	94.1	78.2	廿日市市
安芸高田市	101.8	73.4	90.7	119.3	69.0	103.6	98.7	61.0	98.5	153.6	56.0	85.0	81.3	124.0	136.9	150.1	安芸高田市
江田島市	103.5	97.0	104.5	117.2	125.3	100.0	107.7	68.7	62.2	186.8	132.6	130.6	107.7	93.8	112.6	112.2	江田島市
府中町	97.7	0.0	104.3	94.4	68.2	94.7	109.1	87.6	86.6	140.6	49.2	98.5	78.9	32.7	78.7	78.4	府中町
海田町	104.9	47.9	119.4	117.6	63.4	99.9	92.8	99.1	88.7	177.4	150.1	78.3	112.9	67.1	94.1	66.2	海田町
熊野町	100.4	84.9	97.8	120.7	53.7	121.0	93.4	76.6	95.4	137.6	107.6	113.8	85.6	77.6	84.9	96.5	熊野町
坂町	102.5	0.0	101.1	85.8	47.7	105.5	91.2	93.7	99.3	95.6	152.8	227.0	169.7	51.3	83.9	83.8	坂町
安芸太田町	98.8	0.0	88.4	105.7	151.4	106.2	87.3	129.5	97.7	100.7	190.5	85.9	92.7	131.2	90.0	146.1	安芸太田町
北広島町	101.8	26.8	93.8	87.1	110.9	96.0	80.5	74.3	108.0	155.8	99.4	105.3	85.2	134.8	172.0	165.4	北広島町

(注) 平成12年～16年 標準化死亡比による。

用語の解説等

1 この資料は、平成19年から平成21年の人口静・動態統計等を取りまとめたものである。

2 用語の解説

自然増加	出生数から死亡数を減じたものをいう。
乳児死亡	生後1年未満の死亡をいう。
新生児死亡	生後4週未満の死亡をいう。
早期新生児死亡	生後1週未満の死亡をいう。
死産	妊娠満12週(妊娠第4月)以後の死児の出産をいい、死児とは、出産後において、心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれも認めないものをいう。
自然死産と人工死産	人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置(胎児または付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用)を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。 (1) 胎児を出生させることを目的とした場合 (2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合
周産期死亡	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡を合わせたものをいう。
婚姻	人口動態でいう婚姻とは、市町村長が法律上有効なものとして婚姻届を受け付けた「法律婚」であり、事実婚は含まれていない。
選択死因	死因のうち、社会的に関心の高い死因をピックアップしたものをいう。
主要死因	死因のうち、死亡者の多い死因をピックアップしたものをいう。

3 各比率の算出方法は、次のとおりである。

$$(1) \text{出生・死亡・自然増加・婚姻・離婚率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{基礎人口}} \times 1,000$$

$$(2) \text{乳児死亡・新生児死亡率} = \frac{\text{年間の事件数}}{\text{年間の出生数}} \times 1,000$$

$$(3) \text{死産率} = \frac{\text{年間の死産数}}{\text{年間の出産数}} \times 1,000 \quad \text{出産数とは、出生数と死産数を加えたものである。}$$

$$(4) \text{周産期死亡率} = \frac{\text{周産期死亡(妊娠満22週以後の死産+生後1週未満の死亡)数}}{\text{出産(出生+妊娠満22週以後の死産)数}} \times 1,000$$

$$(5) \text{死因別死亡率} = \frac{\text{死因別死亡数}}{\text{基礎人口}} \times 100,000$$

(6) 標準化死亡比 (Standardized Mortality Ratio: SMR)

SMRの定義は、次のとおりであり、年齢構造の影響を取り除いた死亡率の指標の一つである。

$$\text{死因別死亡率} = \frac{\text{実死亡数}}{\text{期待死亡数}} \times 100$$

実死亡数＝観察集団の全年齢死亡数

期待死亡数＝〔観察集団の年齢(階級)×歳の人口×基礎集団のその年齢(階級)×歳の死亡率〕の各年齢(階級)についての総和

すなわち、期待死亡数とは、年齢(階級)別死亡率が基礎集団(通常は全国)と同じであると仮定したときに期待(予測)される死亡数であり、実際の死亡数をこれで除したものがSMRである。

従って、SMRは低い方が望ましく、SMRが100を超えていれば、年齢構造の違いを考慮してもなお、死亡率が基礎集団よりも高いことを示すものである。

地域保健福祉対策

(1) 保健福祉関係学生の実習受入れ状況

(平成22年度)

職 種	学生数	延学生数	実習期間	養 成 施 設 名
計	56	131	22	
小計	13	36	6	
保 健 師	4	11	3	日本赤十字広島看護大学
	9	25	3	日本赤十字広島看護大学
小計	10	50	10	
栄 養 士	5	25	5	広島文教女子大学
	5	25	5	広島女学院大学
小計	4	16	4	
社会福祉主事	4	16	4	広島福祉専門学校
小計	-	-	-	
医 師				
小計	10	10	1	
歯科衛生士	10	10	1	広島高等歯科衛生士専門学校
小計	19	19	1	
訪問介護員	19	19	1	トリニティカレッジ広島医療福祉専門学校
小計	-	-	-	
そ の 他				

(2) 衛生教育の実施状況

(平成22年度)

区分	総 数	(再掲)		感 染 症	(再掲)		精 神	難 病	母 子	成 人・老 人	栄 養・健 康増 進	歯 科	医 事・薬 事	食 品	環 境	そ の 他
		地 区 組 織 活 動	健 康 危 機 管 理		結 核	エ イズ										
回 数	188	15	23	17	7	5	18	19	13	1	31	4	11	70	2	2
延 人 員	6,994	324	654	752	201	251	1,022	278	381	10	1,615	147	306	2,419	45	19

注)厚生労働省大臣官房統計情報部作成の地域保健・健康増進事業報告作成要領による。

(3) 市町指導の状況

(平成22年度)

区分	保 健 計 画 の 策 定 ・ 地 域 診 断	母 子 保 健	健 康 増 進	介 護 予 防 ・ 生 活 支 援	歯 科 保 健	感 染 症			精 神 保 健 福 祉		難 病	介 護 保 険	健 康 危 機 管 理	そ の 他	計
						結 核	エ イズ	(再掲)	(再掲)	ヘル パー 養成					
実 施 数	6	3				5	4	0	3			11			28
参 加 人 員	79	166				223	133	0	33			90			591

(4) 圏域地域保健対策協議会の状況

(平成22年度末現在)

名 称	広島県西部地域保健対策協議会
設立年月日	平成9年11月27日
構成団体	地区医師会, 地区歯科医師会, 地区薬剤師会, 公的病院, 看護協会, 介護支援専門員連絡協議会, 公衆衛生推進協議会, 社会福祉協議会, 民生委員児童委員協議会, 女性関係団体, 市, 厚生環境事務所・保健所
会 長	荒田 寿彦(大竹市医師会会長)
部会の設置	老人保健・福祉専門部会, 公衆衛生・母子保健専門部会, 救急医療専門部会, 保健医療計画推進専門部会, 医療連携体制協議会
総 会	平成22年5月27日
理 事 会	
事 業	事 業 名
委託事業	保健医療福祉推進事業
	医療連携体制協議会運営事業
補助事業	老人保健・福祉専門部会運営
	感染症危機管理委員会の開催及び新型インフルエンザ実地研修事業
	健康ひろしま21(広島西二次保健医療圏域計画)推進事業
	救急医療専門部会運営
	保健医療計画推進専門部会運営
	保健・医療等に関する活動団体への助成事業
そ の 他	総会の開催, 圏域地对協研修参加

(5) 医師臨床研修受入状況

(平成22年度)

職 種	実人数	延人数	研修期間	臨 床 研 修 病 院 名
計	12	57	12	
医 師	8	40	5	広島県厚生農業協同組合連合会広島総合病院
	3	15	5	独立行政法人国立病院機構広島西医療センター
歯科医師	1	2	2	県立広島病院

地域福祉活動対策

民生委員・児童委員の状況及び内容別相談、支援状況

(平成22年度)

区 分		総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
委員数	計	民生委員 1,472 (再掲)主任児童委員 (107)	631 (52)	65 (6)	219 (16)	124 (7)	101 (7)	100 (5)	37 (2)	43 (3)	33 (2)	42 (2)	77 (5)
	男	民生委員 553 (再掲)主任児童委員 (28)	195 (18)	29	89 (2)	58 (3)	35 (1)	33	12 (1)	15	20 (2)	26 (1)	41
	女	民生委員 919 (再掲)主任児童委員 (79)	436 (34)	36 (6)	130 (14)	66 (4)	66 (6)	67 (5)	25 (1)	28 (3)	13	16 (1)	36 (5)
内容別相談	計	民生委員 73,381 (再掲)主任児童委員 (4,807)	40,638 (2,413)	2,993 (65)	6,582 (1,062)	5,625 (189)	6,650 (391)	2,950 (43)	1,463 (59)	1,276 (289)	521 (1)	1,615 (31)	3,068 (264)
	在宅福祉	民生委員 10,531 (再掲)主任児童委員 (20)	6,374 (18)	438	503	1,100 (1)	1,307	285	68	58	40	90	268 (1)
	介護保険	民生委員 3,527 (再掲)主任児童委員 (10)	2,011 (7)	248	221	325 (1)	280 (2)	110	33	43	45	80	131
	健康・保健医療	民生委員 9,074 (再掲)主任児童委員 (100)	7,123 (52)	309 (6)	392 (11)	364 (6)	175 (13)	272	103 (10)	51	33	51	201 (2)
	子育て・母子保健	民生委員 2,992 (再掲)主任児童委員 (1,247)	1,966 (849)	102 (23)	275 (176)	100 (8)	130 (28)	67 (3)	75 (14)	116 (107)	15	29 (5)	117 (34)
	子どもの地域生活	民生委員 6,288 (再掲)主任児童委員 (1,190)	3,424 (651)	38 (6)	529 (312)	417 (86)	970 (19)	235 (6)	107 (3)	136 (64)	13	53 (5)	366 (38)
	子どもの教育・学校生活	民生委員 3,691 (再掲)主任児童委員 (1,196)	1,779 (513)	49 (22)	436 (247)	379 (36)	180 (65)	170 (29)	56 (15)	173 (118)	8	101 (10)	360 (141)
	生活費	民生委員 2,085 (再掲)主任児童委員 (30)	1,236 (17)	82	210 (2)	128 (1)	155	47	52 (8)	33	18	35	89 (2)
	年金・保険	民生委員 496 (再掲)主任児童委員 (6)	284 (2)	14	24	28	55 (3)	19	6 (1)	8	5	20	33
	仕事	民生委員 605 (再掲)主任児童委員 (9)	287 (1)	7	30 (1)	40 (1)	167 (4)	3	6 (2)	3	1	20	41
	家族関係	民生委員 3,310 (再掲)主任児童委員 (104)	1,422 (22)	109 (1)	294 (30)	240 (2)	750 (38)	117 (3)	46	54	27	106 (1)	145 (7)
	住居	民生委員 1,325 (再掲)主任児童委員 (7)	780 (1)	45	133 (5)	85	109	34	17 (1)	21	10	12	79
	生活環境	民生委員 3,268 (再掲)主任児童委員 (27)	1,560 (15)	171 (2)	272 (8)	286	306	158	45	98	113	72	187 (2)
	日常的な支援	民生委員 13,079 (再掲)主任児童委員 (148)	6,507 (84)	725 (5)	1,476 (20)	922 (5)	758 (22)	764	490 (5)	251	148 (1)	521 (2)	517 (4)
その他	民生委員 13,110 (再掲)主任児童委員 (713)	5,885 (181)	656	1,787 (250)	1,211 (42)	1,308 (197)	669 (2)	359	231	45	425 (8)	534 (33)	
分野別相談・支援件数	計	民生委員 73,381 (再掲)主任児童委員 (4,807)	40,638 (2,413)	2,993 (65)	6,582 (1,062)	5,625 (189)	6,650 (391)	2,950 (43)	1,463 (59)	1,276 (289)	521 (1)	1,615 (31)	3,068 (264)
	高齢者に関すること	民生委員 42,688 (再掲)主任児童委員 (227)	24,401 (150)	2,061	3,882 (5)	3,382 (4)	2,879 (47)	1,765	893 (2)	642	306 (1)	922 (11)	1,555 (7)
	障害者に関すること	民生委員 5,390 (再掲)主任児童委員 (146)	3,275 (92)	168	428 (12)	371 (2)	349 (19)	129 (2)	158 (8)	53	29	170	260 (11)
	子どもに関すること	民生委員 13,615 (再掲)主任児童委員 (3,832)	7,411 (2,079)	214 (51)	1,340 (817)	898 (148)	1,523 (126)	488 (41)	278 (35)	408 (289)	48	214 (17)	793 (229)
	その他	民生委員 11,688 (再掲)主任児童委員 (602)	5,551 (92)	550 (14)	932 (228)	974 (35)	1,899 (199)	568	134 (14)	173	138	309 (3)	480 (17)
その他の活動件数	計	民生委員 213,583 (再掲)主任児童委員 (14,616)	86,372 (6,960)	16,321 (1,097)	40,823 (1,974)	12,054 (763)	9,982 (452)	14,450 (1,097)	4,147 (265)	6,690 (268)	3,660 (176)	3,701 (273)	15,383 (1,291)
	調査・実態把握	民生委員 44,829 (再掲)主任児童委員 (741)	12,575 (624)	8,883 (5)	16,170 (12)	1,047 (20)	981	656 (17)	495 (38)	1,625 (6)	347 (4)	508	1,542 (15)
	行事・事業・会議への参加協力	民生委員 50,368 (再掲)主任児童委員 (5,120)	21,600 (1,956)	2,766 (486)	7,266 (1,023)	3,658 (242)	2,308 (231)	3,451 (360)	1,003 (61)	1,478 (170)	1,286 (74)	1,083 (143)	4,469 (374)
	地域福祉活動・自主活動	民生委員 70,857 (再掲)主任児童委員 (4,709)	29,127 (2,483)	2,657 (296)	11,183 (449)	3,873 (324)	4,679 (130)	6,565 (459)	1,614 (100)	2,546 (37)	996 (23)	1,402 (83)	6,215 (325)
	民児協運営・研修	民生委員 42,707 (再掲)主任児童委員 (3,887)	20,483 (1,781)	1,909 (310)	5,970 (479)	3,057 (171)	1,512 (86)	3,666 (253)	934 (57)	739 (52)	862 (75)	620 (47)	2,955 (576)
	証明事務	民生委員 3,896 (再掲)主任児童委員 (52)	2,336 (52)	98	174 (11)	401 (5)	305 (5)	37 (2)	101 (9)	24	156	76	188 (1)
	要保護児童の発見の通告・仲介	民生委員 926 (再掲)主任児童委員 (107)	251 (97)	8	60	18	197 (1)	75 (6)	278 (3)	13	12	14	
訪問回数	訪問・連絡活動	民生委員 337,554 (再掲)主任児童委員 (2,928)	176,838 (1,672)	11,937 (215)	37,032 (192)	12,953 (108)	26,754 (117)	11,213 (370)	5,380 (52)	3,416 (25)	9,604 (1)	4,878 (55)	37,749 (121)
	その他	民生委員 131,411 (再掲)主任児童委員 (2,087)	60,356 (1,158)	9,751 (25)	25,405 (114)	7,927 (54)	5,457 (87)	5,380 (229)	2,255 (4)	1,247 (1)	2,309	2,375	8,949 (425)
連絡調整回数	委員相互	民生委員 67,328 (再掲)主任児童委員 (9,005)	35,934 (4,846)	2,980 (701)	7,619 (732)	3,172 (492)	2,308 (193)	9,228 (1,430)	573 (43)	1,500 (92)	992 (7)	654 (118)	2,368 (351)
	その他の関係機関	民生委員 50,344 (再掲)主任児童委員 (5,549)	24,817 (2,533)	2,573 (342)	5,192 (593)	3,252 (685)	2,657 (215)	5,489 (632)	850 (30)	1,238 (52)	667 (1)	589 (69)	3,020 (397)
活動日数	民生委員 253,491 (再掲)主任児童委員 (16,377)	116,717 (7,591)	11,006 (1,178)	32,386 (2,227)	17,321 (841)	16,356 (805)	17,989 (1,307)	5,973 (273)	5,785 (360)	5,802 (121)	4,335 (298)	19,821 (1,376)	

高齢者保健福祉対策

(1) 老人クラブの状況

(平成22年度)

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
60歳以上 人 口	215,628	93,141	10,870	37,370	13,610	12,553	13,840	7,801	9,309	4,538	3,992	8,604
会 員 数	43,206	16,117	1,849	7,203	4,102	3,673	2,028	1,085	992	1,328	1,827	3,002
加 入 率	20.0	17.3	17.0	19.3	30.1	29.3	14.7	13.9	10.7	29.3	45.8	34.9
ク ラ ブ 数	783	253	49	131	89	68	40	18	11	28	44	52
1クラブ 平均会員数	55	64	38	55	46	54	51	60	90	47	42	58

(注1) 人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳による。

(注2) 会員数は平成23年3月31日現在の福祉行政報告例による。

(2) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム(措置分)入所者の状況

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 数	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町
養護老人 ホ ー ム	462	190	40	50	72	7	23	14	15	12	5	34
特別養護 老人ホーム (やむをえ ない措置)	1				1							

(注) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの人数は、平成23年3月31日現在の措置市町ごとの人数である。

(3) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(主体別)

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 数	社 会 福 祉 法 人	社 会 福 祉 協 議 会	医 療 法 人	民 法 法 人	営 利 法 人	N P O 法 人	農 業 協 同 組 合	生 活 協 同 組 合	そ の 他 の 法 人	地 方 公 共 団 体	非 法 人	
実施事業数合計①～④	724	249	47	154	28	216	5	13	-	-	7	5	
指定居宅介護支援事業所①	91	27	10	20	6	24	1	2			1		
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	296	102	19	57	11	95	2	5	-	-	3	2
	訪 問 介 護	60	14	8	6	2	27	1	2				
	訪 問 入 浴 介 護	3	1				2						
	訪 問 看 護	22	2		8	7	2		1			2	
	訪問リハビリテーション	-											
	居宅療養管理指導	1					1						
	通所介護	82	29	7	14	1	30	1					
	通所リハビリテーション	24	3		18				1			1	1
	短期入所生活介護	51	48				3						
	短期入所療養介護	12			11								1
	特定施設入居者生活介護	9	5				4						
	福祉用具貸与	17		3		1	13						
	福祉用具販売	15		1			13		1				
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ③	288	93	18	57	11	97	2	5	-	-	3	2
	予 防 訪 問 介 護	62	14	8	6	2	29	1	2				
	予 防 訪 問 入 浴 介 護	3	1				2						
	予 防 訪 問 看 護	22	2		8	7	2		1			2	
	予防訪問リハビリテーション	-											
	介護予防居宅療養管理指導	1					1						
	予 防 通 所 介 護	80	29	6	14	1	29	1					
	予防通所リハビリテーション	23	2		18				1			1	1
	予防短期入所生活介護	44	41				3						
	予防短期入所療養介護	12			11								1
	予防特定施設入居者生活介護	8	4				4						
	予 防 福 祉 用 具 貸 与	18		3		1	14						
	予 防 福 祉 用 具 販 売	15		1			13		1				
介 護 保 険 施 設	小 計 ④	49	27	-	20	-	-	1	-	-	-	1	
	介護老人福祉施設	24	24										
	介護老人保健施設	13	3		9			1					
	介護療養型医療施設	12			11							1	

(注) (1) 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。

(2) (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護療養型医療施設は、平成23年4月1日現在を記載。

(3) (介護予防)短期入所療養介護は、介護老人保健施設を除く。

(4) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の指定は、広島県健康福祉局介護保険課が行っている。

(4) 介護保険指定事業所・施設の指定状況(所在地別)

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
実施事業数合計①～④	724	63	206	105	75	59	50	40	29	33	64	
指定居宅介護支援事業所①	91	7	31	8	8	9	4	8	3	5	8	
指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ②	296	27	82	43	31	26	22	15	12	13	25
	訪問介護	60	5	16	6	8	8	4	4	4	1	4
	訪問入浴介護	3	1	1				1				
	訪問看護	22	4	7	1	2	2	1	1	1	1	2
	訪問リハビリテーション	-										
	居宅療養管理指導	1		1								
	通所介護	82	7	25	11	7	9	6	4	2	4	7
	通所リハビリテーション	24	2	7	3	3	1	2	1	1	1	3
	短期入所生活介護	51	2	11	8	6	5	2	3	2	4	8
	短期入所療養介護	12	1	3	5	1		1				1
	特定施設入居者生活介護	9	2	3	2	1	1					
	福祉用具貸与	17	2	4	3	2		3	1	1	1	
	福祉用具販売	15	1	4	4	1		2	1	1	1	
指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所	小 計 ③	288	26	81	43	31	22	21	15	12	12	25
	予防訪問介護	62	5	18	6	8	8	4	4	4	1	4
	予防訪問入浴介護	3	1	1				1				
	予防訪問看護	22	4	7	1	2	2	1	1	1	1	2
	予防訪問リハビリテーション	-										
	介護予防居宅療養管理指導	1		1								
	予防通所介護	80	7	25	11	7	9	5	4	2	3	7
	予防通所リハビリテーション	23	2	7	3	3	0	2	1	1	1	3
	予防短期入所生活介護	44	1	9	8	5	2	2	3	2	4	8
	予防短期入所療養介護	12	1	3	5	1		1				1
	予防特定施設入居者生活介護	8	2	2	2	1	1					
予防福祉用具貸与	18	2	4	3	3		3	1	1	1		
予防福祉用具販売	15	1	4	4	1		2	1	1	1		
介 護 保 険 施 設	小 計 ④	49	3	12	11	5	2	3	2	2	3	6
	介護老人福祉施設	24	1	5	5	3	1	1	1	1	2	4
	介護老人保健施設	13	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1
	介護療養型医療施設	12	1	3	5	1		1				1

- (注) (1) 訪問看護、訪問リハビリテーションおよび居宅療養管理指導に係る「みなし指定」の事業所を除く。
(2) (介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)短期入所療養介護、(介護予防)特定施設入居者生活介護、介護療養型医療施設は、平成23年4月1日現在を記載。
(3) (介護予防)短期入所療養介護は、介護老人保健施設を除く。
(4) 介護老人福祉施設、介護老人保健施設の指定は、広島県健康福祉局介護保険課が行っている。

身体障害者(児)福祉・知的障害者(児)福祉対策

(1) 身体障害者(児)の数

ア 障害別身体障害者(児)の数

(平成23年4月1日現在)

区 分	総 数	海田町	坂 町
計	1,931	1,253	678
	(53)	(38)	(15)
視 覚 障 害	147	111	36
	(3)	(3)	(0)
聴 覚 , 平 衡 , 音 声 , 言 語 等 機 能 障 害	201	142	59
	(10)	(8)	(2)
肢 体 不 自 由	1,039	657	382
	(27)	(17)	(10)
内 部 障 害	544	343	201
	(13)	(10)	(3)

(注1) 身体障害者手帳交付台帳登録数である。

(注2) 下段()は、児の数で再掲。

イ 等級別身体障害者(児)の数

(平成23年4月1日現在)

区 分	総 数	海田町	坂 町
計	1,931	1,253	678
1 級	534	334	200
2 級	285	183	102
3 級	378	251	127
4 級	474	305	169
5 級	148	106	42
6 級	112	74	38

(注) 身体障害者手帳交付台帳登録数である。

(2) 知的障害者(児)の数

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 数	府中町
計	326	326
	(94)	(94)
最 重 度	31	41
	(10)	(10)
重 度	99	118
	(19)	(19)
中 度	58	86
	(28)	(28)
軽 度	44	81
	(37)	(37)

(注1) 療育手帳交付台帳登載数である。

(注2) 下段()は、児の数で再掲。

(3) 特別障害者手当等の支給状況

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 数	府中町
計	73	73
特別障害者手当	48	48
障害児福祉手当	20	20
福祉手当(経過措置)	5	5

児童・母子(寡婦)福祉対策

(1) 家庭児童相談室の相談状況

(平成22年度)

区 分		総件数	廿日市市	府 中 町	構成比(%)
計		3	2	1	100.0
性格・生活習慣等		-			-
知能・言語		-			-
学校生活等		-			-
非 行		-			-
家庭関係	虐待	-			-
	その他	3	2	1	100.0
環境福祉		-			-
心身障害		-			-
そ の 他		-			-

(2) 母子生活支援施設入所世帯数の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分		総 数	府 中 町
計	世帯数	2	2
	人員	(5)	(5)
嶺南荘	世帯数	2	2
	人員	(5)	(5)

(3) 児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給状況

(平成23年4月1日現在)

区 分	総件数	府 中 町	海 田 町	坂 町
計	504	425	51	28
児童扶養手当	425	425		
特別児童扶養手当	79		51	28

(財)ひろしまこども夢財団

〒730-8511 広島市中区基町10-52
 広島県健康福祉局こども家庭課内
 TEL・FAX (082) 212-1007
 インターネットアドレス <http://www.yumezaidan.or.jp>

次代の担い手となる子どもの健やかな成長を願い、「安心して子どもを生み育てることができる環境づくり」と「出産・育児などに当たる子育て家庭への支援」を行うことを目的に、平成8年2月に設立されました。

＜事業内容＞

- ☆子育て支援人材育成事業
- ☆子育て支援思想普及啓発・情報提供事業
- ☆子育て支援ネットワーク等等事業
- ☆民間社会育成・児童健全育成活動支援事業

(4) 母子福祉資金の貸付状況

(平成22年度)

区 分	総 数	大 竹 市	甘 日 市 市	
合 計	件 数	26	6	20
	貸付額(千円)	(9,771)	(2,201)	(7,570)
事 業 開 始 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事 業 継 続 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修 学 資 金	件 数	10	1	9
	貸付額(千円)	(5,621)	(636)	(4,985)
技 能 習 得 資 金	件 数	1		1
	貸付額(千円)	(179)		(179)
修 業 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就 職 支 度 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医 療 介 護 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生 活 資 金	件 数	4	2	2
	貸付額(千円)	(1,544)	(1,029)	(515)
住 宅 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転 宅 資 金	件 数	3	1	2
	貸付額(千円)	(423)	(120)	(303)
就 学 支 度 資 金	件 数	8	2	6
	貸付額(千円)	(2,004)	(416)	(1,588)
結 婚 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

(5) 寡婦福祉資金の貸付状況

(平成22年度)

区 分	総 数	大 竹 市	甘 日 市 市	
合 計	件 数	2	-	2
	貸付額(千円)	(1,032)	(-)	(1,032)
事 業 開 始 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
事 業 継 続 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修 学 資 金	件 数	2	0	2
	貸付額(千円)	(1,032)	(0)	(1,032)
技 能 習 得 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
修 業 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就 職 支 度 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
医 療 介 護 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
生 活 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
住 宅 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
転 宅 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
就 学 支 度 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		
結 婚 資 金	件 数	-		
	貸付額(千円)	(-)		

(6) 保育所の状況

(平成23年4月1日現在)

区 分		総 数	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安芸太田町
就 学 前 児 童 数		4,605	2,078	1,483	837	207
施 設 数 (所)	計	19	7	4	4	4
	公 営	11	4	1	2	4
	民 営	8	3	3	2	
定 員		1,615	575	450	435	155
現 員		1,456	501	418	462	75
充 足 率(%)		90.2	87.1	92.9	106.2	48.4

(7) 認可外保育施設の状況

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 数	海 田 町	坂 町
施 設 数	2	1	1
利 用 人 員	42	8	34

生活保護対策

(1) 保護の状況

(平成22年度)

区 分		総 数	府 中 町
被保護	世帯数	370	370
	人 員	533	533
	保護率(%)	10.4	10.4
稼働・非稼働世帯	小 計	370	370
	稼 働	62	62
	非 稼 働	308	308
世帯類型別世帯	小 計	370	370
	高 齢 者	149	149
	母 子	35	35
	障 害 者	51	51
	傷 病 者	66	66
	そ の 他	69	69
医療扶助人員	小 計	475	475
	入 院	83	83
	入 院 外	392	392
	医療扶助率(%)	89.1	89.1
介護扶助人員	小 計	59	59
	施設介護	10	10
	居宅介護	49	49
介 護 扶 助 率 (%)		11.1	11.1

(2) 保護の開始・廃止理由等の状況

(平成22年度)

区 分		総数	府中町	構成率(%)	
保護処理件数	合 計	89	89	92.1	100.0
	小 計	82	82		100.0
	世帯主の傷病	17	17		20.7
	世帯員の傷病	2	2		2.4
	就労収入減少	11	11		13.4
	要介護状態	-	0		-
	不就労収入減少	24	24		29.3
	働いていた者の死亡	-	0		-
	他管内から転入	6	6		7.3
	その他	22	22		26.8
却 下	6	6	6.7		
取 下 げ	1	1	1.1		
廃止件数	計	54	54	100.0	
	世帯主の傷病治癒	-	0	-	
	世帯員の傷病治癒	-	0	-	
	就労収入増加	3	3	5.6	
	不就労収入増加	4	4	7.4	
	死亡	15	15	27.8	
	他管内への転出	27	27	50.0	
	その他	5	5	9.3	

(3) 生活保護費の支給状況

(平成22年度)

区 分	総 額 (円)	府 中 町	基金払・国保連払	構成比 (%)	1人当たり 月額
計	938,075,933	451,541,584	486,534,349	100.0	
生 活 扶 助	304,258,589	304,258,589		32.4	47,573
住 宅 扶 助	127,058,071	127,058,071		13.5	
教 育 扶 助	5,317,993	5,317,993		0.6	
医 療 扶 助	477,019,850	3,278,500	473,741,350	50.9	
介 護 扶 助	13,175,105	382,106	12,792,999	1.4	
出 産 扶 助	305,664	305,664		0.0	
生 業 扶 助	4,100,941	4,100,941		0.4	
葬 祭 扶 助	593,320	593,320		0.1	
施 設 事 務 費	6,246,400	6,246,400		0.7	

(注1) 1人当たり月額(単位:円)は、生活扶助額を平成22年度平均被保護人員(533)人で除した額である。

(注2) 基金払、広島県国民健康保健団体連合会払(国保連払)の額は、広島県健康福祉局社会援護課の示した額である。

(4) 一時扶助の状況

(平成22年度)

区 分		総 件 数	府 中 町
合 計		178	178
生 活 扶 助	小 計	100	100
	布 団	3	3
	学 童 服	-	0
	入 院 時 寝 巻	-	0
	お む つ	51	51
	移 送 費	22	22
	入 学 準 備 金	9	9
	そ の 他	15	15
住 宅 扶 助	小 計	34	34
	敷 金	31	31
	住 宅 維 持 費	-	0
	そ の 他	3	3
出 産 扶 助		1	1
生 業 扶 助 (就 職 支 度 金)		43	43
葬 祭 扶 助		-	0

(5) 生活保護施設入所者の状況

(平成23年4月1日現在)

区分		入所者総数	府 中 町
施設名	救護院	3	3

医療対策

(1) 病院・診療所の状況

(平成23年3月31日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	
病 院	施 設 数	13	3	10	
	病 床 数	小 計	2,573	876	1,697
		一 般	1,088	440	648
		療養(療養型病床群を含む)	1,009	140	869
		精 神	476	296	180
		結 核	-		
		感 染 症	-		
	救 急 告 示	2	1	1	
一 般 診 療 所	施 設 数	126	31	95	
	病 床 数	療 養 病 床	30		30
		一 般	86	8	78
	救 急 告 示	-			
歯 科 診 療 所		69	14	55	

(注1) 「救急告示」とは、一定の基準を満たした医療機関の開設者から県知事に、救急医療に関し協力する旨の申出のあった病院、診療所に対し、県知事が必要と認定したものを告示するものをいう。

(注2) 「療養病床」とは、一般病院及び有床診療所のうち慢性期疾患の患者が長期にわたって入院療養できる病床をいう。

(注3) 病床数は使用許可病床数。

(2) 立入検査及び使用許可件数

(平成22年度)

区 分	総 数	病 院	診 療 所	歯 科 診 療 所
立入検査延件数	25	16	8	1
新規開設に伴う使用許可件数	1		1	
構造設備の変更に伴う使用許可件数	13	12	1	

広島県医療安全支援センター《医療相談窓口のご案内》

受付時間: 月～金曜日(年末・年始、祝日除く) 13:00～16:00

相談方法: 電話、面談

専用電話: 082-513-3058

設置場所: 〒730-8511 広島市中区基町10-52 県庁本館6階

次の点について、あらかじめご了承ください

- ①医療内容のトラブルについては、まず当事者間での話し合いが基本となります。
- ②診療行為の是非や故意・過失の有無の判断はできません。
- ③病状に応じた適切な医療機関の紹介にはお答えできません。

健康増進・栄養改善対策等

(1) 給食施設等の指導状況

ア 施設数及び指導状況

(平成22年度)

区 分	総 数	特 定 給 食 施 設				そ の 他 の 給 食 施 設			
		指 定 施 設 ①		特 定 給 食 施 設 (①を 除 く)		1 回 50 食 以上 又 は 1 日 100 食 以上		1 回 20 食 以上 又 は 1 日 50 食 以上	
		栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の	栄 養 士 の い る も の	栄 養 士 の い な い も の
施 設 数 A	80	4	0	27	14	15	11	2	7
指 導 延 数 B	85	12	0	43	2	19	2	5	2
1施設当たり指導 回数 B/A	1.1	3.0	-	1.6	0.1	1.3	0.2	2.5	0.3

(注)表中の栄養士とは管理栄養士を含む。

イ 施設別指導状況

(平成22年度)

区 分	特 定 給 食 施 設								そ の 他 の 給 食 施 設								給 食 施 設 対 指 導 率 (%)	栄 養 士 の 給 食 対 指 導 率 (%)	栄 養 士 不 在 施 設 対 指 導 率 (%)	総 数	
	指 定 施 設				指 定 施 設 以 外 の 特 定 給 食 施 設				1 回 50 食 以上 又 は 1 日 100 食 以上				1 日 20 食 以上 又 は 1 日 50 食 以上							施 設 数	延 指 導 件 数
	栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の		栄 養 士 の い る も の		栄 養 士 の い な い も の						
	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数	施 設 数	延 指 導 件 数					
総 数	4	12	0	0	27	43	14	2	15	19	11	2	2	5	7	2	106.3	164.6	18.8	80	85
学 校					9	1	3	1	2		1				2		11.8	9.1	16.7	17	2
病 院	4	12			7	22			2	2				1	1	1	271.4	284.6	100.0	14	38
介 護 老 人 保 健 施 設					2	5											250.0	250.0	-	2	5
老 人 福 祉 施 設					4	10			4	8							225.0	225.0	-	8	18
児 童 福 祉 施 設					4	2	10		1	1	9	1	1	2	4	1	24.1	83.3	8.7	29	7
社 会 福 祉 施 設					1	3											300.0	300.0	-	1	3
事 業 所							1	1	1	1							100.0	100.0	100.0	2	2
寄 宿 舎																	-	-	-	-	-
矯 正 施 設																	-	-	-	-	-
自 衛 隊																	-	-	-	-	-
一 般 給 食 セ ン タ ー																	-	-	-	-	-
そ の 他									5	7	1	1	1	2			142.9	150.0	100.0	7	10

(2) 健康増進法に基づく食品表示指導状況

(平成22年度)

業者からの相談		違反等		他県で発見された違反等		計	
事例数	延件数	事例数	延件数	事例数	延件数	事例数	延件数
6	9					6	9

(3) 栄養・運動等指導の実施状況

(平成22年度)

区 分	個 別 指 導				集 団 指 導								
	栄養指導	(再掲) 病態別 栄養指導	(再掲) 訪問による 栄養指導	運動指導	(再掲) 病態別 運動指導	休養指導	禁煙指導	栄養指導	(再掲) 病態別 栄養指導	運動指導	(再掲) 病態別 運動指導	休養指導	禁煙指導
計	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
実 施 人 員	妊 産 婦												
	乳 幼 児												
	20歳未満 (乳幼児を除く)												
	20歳以上 (妊産婦を除く)	1	1										

(4) 健康増進事業実施状況

ア 健康診査

(平成22年度)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
人 口		146,303	28,696	117,607
健康診査	対象者	594	166	428
	受診者	2		2
	受診率(%)	0.3		0.5
肝炎ウイルス検査	対象者	1,926	364	1,562
	受診者	1,021	12	1,009
	受診率(%)	53	3.3	64.6

(注) 人口は、平成23年3月31日現在の住民基本台帳人口である。

イ 健康診査以外の事業実績(健康教育, 健康相談, 訪問指導, 機能訓練)

(平成22年度)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
健康教育	個 別	参加人員	-	
	集 団	実施回数	126	13
		参加人員	1,545	268
健康相談	重 点	実施回数	68	68
		参加人員	1,409	1,409
	総 合	実施回数	169	4
		参加人員	252	20
訪問指導	対象者数	180	5	
	被指導実人員	180	5	
機能訓練	実施回数		82	82
	実施人員	実人員	15	15
		延人員	384	384

感染症対策

(1) 感染症発生状況

(平成22年)

区分	疾病名	件数	区分	疾病名	件数
一類	エボラ出血熱		五類 (全数)	アメーバ赤痢	
	クリミア・コンゴ出血熱			ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く)	
	痘そう			急性脳炎※2	
	南米出血熱			クリプトスポリジウム症	
	ペスト			クロイツフェルト・ヤコブ病	
	マールブルグ病			劇症型溶血性レンサ球菌感染症	1
	ラッサ熱			後天性免疫不全症候群	
小計 A	-	ジアルジア症			
二類	急性灰白髄炎		髄膜炎菌性髄膜炎		
	結核	32	先天性風しん症候群		
	ジフテリア		梅毒	1	
	重症急性呼吸器症候群※1		破傷風		
	鳥インフルエンザ(H5N1)		バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症		
小計 B	32	バンコマイシン耐性腸球菌感染症			
三類	コレラ		麻しん		
	細菌性赤痢		風しん		
	腸管出血性大腸菌感染症	2	小計 E	2	
	腸チフス		RSウイルス感染症	165	
小計 C	2	咽頭結膜熱	411		
四類	E型肝炎		A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	284	
	ウエストナイル熱(ウエストナイル脳炎を含む)		感染性胃腸炎	2,905	
	A型肝炎	2	水痘	276	
	エキノコックス症		手足口病	433	
	黄熱		伝染性紅斑	17	
	オウム病		突発性発しん	186	
	オムスク出血熱		百日咳	5	
	回帰熱		ヘルパンギーナ	139	
	キャサヌル森林病		流行性耳下腺炎	455	
	Q熱		インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	92	
	狂犬病		急性出血性結膜炎		
	コクシジオイデス症		流行性角結膜炎	8	
	サル痘		性器クラミジア感染症	19	
	腎症候性出血熱		性器ヘルペスウイルス感染症	1	
	西部ウマ脳炎		尖圭コンジローマ		
	ダニ媒介脳炎		淋菌感染症		
	炭疽		クラミジア肺炎(オウム病を除く)	1	
	つつが虫病	3	細菌性髄膜炎	2	
	デング熱		ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	4	
	東部ウマ脳炎		マイコプラズマ肺炎	76	
	鳥インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く。)		無菌性髄膜炎	17	
	ニパウイルス感染症		メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	106	
	日本紅斑熱		薬剤耐性緑膿菌感染症	1	
	日本脳炎		小計 F	5,603	
	ハンタウイルス肺炎候群		新型インフルエンザ等感染症	G	
	Bウイルス病		指定	H	
	鼻疽		新	I	
	ブルセラ症		総計 A+B+C+D+E+F+G+H+I	5,644	
	ベネズエラウマ脳炎				
	ヘンドラウイルス感染症				
	発しんチフス				
	ポツリヌス症				
マラリア					
野兔病					
ライム病					
リッサウイルス感染症					
リフトバレー熱					
類鼻疽					
レジオネラ症					
レプトスピラ症					
ロッキー山紅斑熱					
小計 D	5				

※1 コロナウイルス属SARSコロナウイルスに限る

※2 ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く

(注1) 一, 二, 三, 四, 五類(全数), 指定及び新感染症については, 全数報告。

(注2) 五類(定点)感染症については, 定点医療機関から報告。

(注3) 平成20年5月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が一部改正され, 分類変更や追加疾病あり。改正前の報告対象疾病については, 新分類の該当疾病欄に計上。

(2) 結核の状況

ア 結核患者登録状況

(平成22年12月31日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	甘 日 市 市
管 内 人 口		142,910	28,848	114,062
計		48	7	41
活 動 性 肺 結 核 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性	7	1	6
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性	-	0	0
	菌 陰 性 ・ そ の 他	3	0	3
活 動 性 肺 外 結 核 (B)		4	1	3
不 活 動 性 結 核 ・ そ の 他		34	5	29
有 病 率 (人 口 1 0 万 対)		9.8	6.9	10.5

(注1) 結核菌検査結果については登録時の結果を示すもの。

(注2) 人口には外国人を含む。(住民基本台帳の人口に外国人を加えた数)

(注3) 有病率(人口10万対) = $\frac{\text{活動性肺結核(A)} + \text{活動性肺外結核(B)}}{\text{人 口}}$

イ 結核患者新規登録状況

(平成22年)

区 分		総 数	大 竹 市	甘 日 市 市
管 内 人 口		142,910	28,848	114,062
計 (A + B)		22	3	19
活 動 性 肺 結 核 患 者 数 (A)	喀 痰 塗 抹 陽 性 者	8	1	7
	そ の 他 の 結 核 菌 陽 性 者	1	1	0
	菌 陰 性 ・ そ の 他 の 者	7	0	7
活 動 性 肺 外 結 核 患 者 数 (B)		6	1	5
り 患 率 (人 口 1 0 万 対)		15.4	10.4	16.7
潜 在 性 結 核 感 染 症		10	2	8

(注1) 潜在性結核感染症は総数に含まない。

(注2) り患率(人口10万対) = $\frac{\text{計 (A + B)}}{\text{人 口}} \times 100,000$

ウ 年齢階級別新規登録患者数

(平成22年12月31日現在)

区 分	総 数	大 竹 市	廿日市市
計	22 (8)	3 (1)	19 (7)
0 歳 ~ 4 歳	- (-)	0	0
5 歳 ~ 9 歳	- (-)	0	0
10 歳 ~ 14 歳	- (-)	0	0
15 歳 ~ 19 歳	- (-)	0	0
20 歳 ~ 29 歳	2 (-)	0	2 (0)
30 歳 ~ 39 歳	1 (-)	0	1 (0)
40 歳 ~ 49 歳	3 (1)	0	3 (1)
50 歳 ~ 59 歳	5 (3)	0	5 (3)
60 歳 ~ 69 歳	3 (-)	1 (0)	2 (0)
70 歳 ~	8 (4)	2 (1)	6 (3)

(注1)下段の()は、結核菌喀痰塗抹陽性者再掲である。

(注2)本表の総数とイ 結核患者新規登録状況の総数は一致する。

エ 結核健康診断・予防接種の実施状況

① 市町別実施状況

(平成22年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿日市市	
乳 児	対 象 者 数	1,132	193	939
	受 診 者 数	1,087	183	904
	受 診 率 (%)	96.0	94.8	96.3
一 般 住 民	対 象 者 数	29,952	5,273	24,679
	受 診 者 数	4,443	202	4,241
	受 診 率 (%)	14.8	3.8	17.2



(財)結核予防会結核研究所

結核に関する知識や情報を提供しています。

〒204-8533 東京都清瀬市松山3-1-24

電話 0424-93-5711 ファックス 0424-92-4600

ホームページ <http://www.jata.or.jp>

② 実施主体別実施状況

(平成22年度)

実施主体	対象者	対象者数	受診状況		健康診断等の内容					
			受診者数	受診率	間接撮影	直接撮影	ツ反応	BCG	QFT	
計		40,316	14,388	35.7	9,277	3,961	-	1,087	-	
定期	事業者	従業者	6,727	6,459	96.0	2,812	3,614			
	学校長	生徒	1,555	1,544	99.3	1,508	6			
		学生	311	309	99.4	309				
	施設長	入所者	639	546	85.4	232	314			
	市町長	乳児	1,132	1,087	96.0				1,087	
		一般住民	29,952	4,443	14.8	4,416	27			
計		148	130	87.8	-	102	(1) ↓	-	91	
知事 (保健所長)	接触者健診	97	85	87.6		57	(1) ↓		36	
	集団健診			-			-----		55	
	管理検診	51	45	88.2		45				

(注1) ()内は、ツ反応(ツベルクリン反応)検査とX線検査を併せて実施した場合の再掲。

(注2) 生徒欄は、高校生の対象者数又は受診者数を記載。学生欄は、大学生等の対象数又は受診者数を記載。

(注3) 本欄の市町長が実施主体となって実施する定期健康診断・予防接種(乳児、一般住民)は、①表の各総数と一致する。

(注4) 受診者数と健康診断等の計とは一致しない。

オ 市町別家庭訪問指導状況

(平成22年度)

区分	総数	大竹市	廿日市市
実人員	33	10	23
(再掲)新規登録患者	29	9	20
構成比	87.9	90.0	87.0
延人員	142	28	114
(再掲)新規登録患者	91	18	73
構成比	64.1	64.3	64.0

(注) (再掲)欄の新規登録患者とは、平成22年度に新規登録された結核患者を家庭訪問指導した場合に計上する。

(3) 感染症発生に伴う指導状況

(平成22年度)

	計	一類	二類	三類	四類	五類	新型インフルエンザ等感染症	指定感染症	新感染症
指導件数	10			2		8			
うち施設指導分	8			0		8			

(4) 新型インフルエンザ対策の連絡会議開催状況

(平成22年度)

日時	平成22年8月31日	平成22年11月2日	平成23年3月21日
場所	廿日市市商工保健会館	廿日市市商工保健会館	廿日市市あいプラザ
参加人数	13	18	90
主な議題	① 新型インフルエンザに係る医療体制について	① 新型インフルエンザ(H1N1)の現在の状況 ② 新型インフルエンザ(H1N1)の総括及び「強毒性新型インフルエンザ」発生に備えた今後の課題について ③ 新型インフルエンザ(H5N1)に係る発熱外来・医療体制の確保について	① 新型インフルエンザ(H5N1)の医学的知見について ② 新型インフルエンザ(H5N1)対策における行政対応について ③ 養鶏場等における高病原性鳥インフルエンザ発生時の対応について

会議構成メンバー

所属	職名	備考
大竹市医師会	会長	
	副会長	
佐伯地区医師会	会長	委員長
	副会長	
	理事	
広島県薬剤師会大竹支部	支部長	
広島県薬剤師会廿日市支部	支部長	
国立病院機構広島西医療センター	院長	
厚生連広島総合病院	院長	
広島県看護協会廿日市支部	支部長	
大竹警察署	署長	
廿日市警察署	署長	
大竹消防署	署長	
廿日市市消防本部	消防庁	
大竹市保健介護課	課長	
廿日市市健康推進課	課長	
西部保健所	所長	

(5) エイズ相談及びHIV抗体検査の状況

(平成22年度)

区分	相談件数				HIV抗体検査		
	計(A+B+C)	電話相談A	来所(面接相談)B	家庭訪問指導C	計(D+E)	スクリーニング検査D (再掲)迅速検査	確認検査E
計	79	54	25	0	24 (23)	24 (23)	0
男性	49	35	14	0	15 (15)	15 (15)	0
女性	30	19	11	0	9 (8)	9 (8)	0

(6) 健康教育実施状況

(平成22年度)

区 分	種 別 内 訳		
	計	結核	インフルエンザ
実施回数	5	4	1
参加延人員	223	133	90
(対象内訳)		高齢者施設職員, 保育士, 指導員	一般, 高齢者施設職員

(7) 肝炎相談件数及び肝炎ウイルス検査の実施状況

ア 相談件数

(平成22年度)

相 談 件 数		
計A+B	電話相談 A	来所 (面接相談) B
21	20	1

イ 検査実施状況

(平成22年度)

検査実施 日数	C型肝炎ウイルス検査実施件数		B型肝炎ウイルス検査 実施件数
	HCV抗体検査		HBs抗原検査
	うちHCV抗 原検査	うちHCV核 酸増幅検査	
1	1	1	1

ウ 肝炎インターフェロン治療受給者証交付状況

(平成22年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管 外
申請数	48	14	26	8
交付数	48	14	26	8

エ 肝炎核酸アナログ製剤治療受給者証交付状況

(平成22年度)

区 分	計	大竹市	廿日市市	管 外
申請数	66	10	34	22
交付数	65	10	34	21

歯科保健対策

(1) 訪問指導等の状況

(平成22年度)

区分	訪問による検診・保健指導人員								
	実人員	内訳			延人員	内訳			
		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者		身体障害者 (児)	知的障害者 (児)	難病患者	その他
実施数	0				0				

(2) 相談事業の状況

(平成22年度)

区分	回数	実人員	内訳			延人員	内訳		
			本人	保護者 介護者	その他		本人	保護者 介護者	その他

(3) 市町指導・支援の状況

(平成22年度)

区分	指導項目	総数	市町名		
			大竹市	甘日市市	坂町
実施数	企画・連携・調整	6	4	2	
	調査・研究	0			
	情報の収集・提供	9	4	4	1

精神保健福祉対策

(1) 精神障害者入院形態別患者数及び通院等の状況

(平成23年3月31日現在)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管 外
措置入院患者数	4	4	0	0
医療保護入院患者数	276	98	113	65
自立支援医療受給者数 (精神通院)	1,725	318	1,407	

(2) 精神障害者保健福祉手帳の所持状況

(平成23年3月31日現在)

障 害 等 級	総 数	大竹市	廿日市市
計	910	159	751
1 級	111	12	99
2 級	621	119	502
3 級	178	28	150

(3) 組織育成支援状況

(平成22年度)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管 外
計	12		12	
患 者 会				
家 族 会				
断 酒 会	12		12	
ボ ラ ン テ ィ ア				

(注)精神保健福祉に関わる組織の育成のための支援活動を行った回数を計上している。
【例】 会への出席、その準備のための当事者リーダーとの打ち合わせ及び関係機関との連絡等

(4) 相談指導実施状況

(平成22年度)

区 分		総 数	大竹市	廿日市市	管 外	
面 接	実 人 員	51	11	40		
	延 人 員	58	11	47		
	内 訳	老 人 精 神	5		5	
		社 会 復 帰	11		11	
		ア ル コ ー ル	2		2	
		薬 物	1		1	
		思 春 期	12	2	10	
		心 の 健 康 づ く り	17	5	12	
		そ の 他	10	4	6	
	(再 掲) ひ き こ も り	2	(2)			
	(再 掲) 自 殺 関 連					
(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族						
電 話 相 談 延 人 員		161				

(注)相談件数には、定期相談以外のその他の相談も含む。

(5) 家庭訪問指導状況

(平成22年度)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	管 外
実 人 員		-			
延 人 員		12	9	3	0
内 訳	老 人 精 神	0			
	社 会 復 帰	4	3	1	
	ア ル コ ー ル	2	1	1	
	薬 物	0			
	思 春 期	0			
	心 の 健 康 づ く り	3	2	1	
	そ の 他	3	3		
(再 掲) ひ き こ も り		-			
(再 掲) 自 殺 関 連					
(再 掲) 自 殺 者 の 遺 族					

(6) 普及啓発・人材養成実施状況

ア 自殺対策

(平成22年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計	研修会	シンポジウム	心の健康セミナー
実 施 回 数	4	2	1	1
対 象 者	273	103	140	30
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	273	103	140	30

イ その他の精神保健福祉対策

(平成22年度)

区 分	種 別 内 訳			
	計	地域移行支援	アルコール依存症	
		研修会	研修会	
実 施 回 数	2	1	1	
対 象 者	53	36	17	
参 加 延 人 数 (配 布 部 数)	53	36	17	

難病対策等

(1) 特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成23年3月31日現在)

疾患番号	区 分		総 数		大 竹 市		甘 日 市 市	
	承 認 総 件 数	特定疾患登録者証所持者数	927	(27)	221	(4)	706	(23)
①	ペーチェット病		21	(-)	8		13	
2	多発性硬化症		16		1		15	
③	重症筋無力症		21	(-)	6		15	
④	全身性エリテマトーデス		77	(2)	17	(1)	60	(1)
5	スモン		1				1	
⑥	再生不良性貧血		14	(1)	6		8	(1)
⑦	サルコイドーシス		17	(2)	5	(1)	12	(1)
8	筋萎縮性側索硬化症		17		5		12	
⑨	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎		59	(1)	12		47	(1)
⑩	特発性血小板減少性紫斑病		31	(3)	8	(1)	23	(2)
⑪	結節性動脈周囲炎		13	(-)	4		9	
⑫	潰瘍性大腸炎		155	(6)	43		112	(6)
⑬	大動脈炎症候群		1	(-)	1			
⑭	ピュルガー病		4	(-)	2		2	
⑮	天疱瘡		10	(-)	2		8	
16	脊髄小脳変性症		36		5		31	
⑰	クローン病		37	(-)	7		30	
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎		1				1	
⑰	悪性関節リウマチ		16	(-)	2		14	
20	パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病)		166		38		128	
21	アミロイドーシス		2				2	
⑳	後縦靭帯骨化症		50	(3)	15	(1)	35	(2)
23	ハンチントン病		-					
㉑	モヤモヤ病(ウィリス動脈輪閉塞症)		18	(5)	2		16	(5)
㉒	ウエゲナー肉芽腫症		3	(-)			3	
26	特発性拡張型(うっ血型)心筋症		15		3		12	
27	多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症及びシャイ・ドレーガー症候群)		7		1		6	
㉓	表皮水疱症(接合部型及び栄養障害型)		-	(-)				
㉔	膿疱性乾癬		1	(-)			1	

疾患番号	区 分		総 数		大 竹 市		廿 日 市 市	
	承 認 総 件 数	特定疾患登録者証所持者数	927	(27)	221	(4)	706	(23)
30	広範性脊管狭窄症		4	(-)	1		3	
31	原発性胆汁性肝硬変		23		6		17	
32	重症急性膵炎		-					
33	特発性大腿骨頭壊死症		31	(4)	5		26	(4)
34	混合性結合組織病		15	(-)	2		13	
35	原発性免疫不全症候群		1		1			
36	特発性間質性肺炎		7	(-)	2		5	
37	網膜色素変性症		10		2		8	
38	プリオン病(クロイツフェルト・ヤコブ病, ゲルストマン・ストロイスラー・シャインカー病, 致死性家族性不眠症)		2				2	
39	肺動脈性肺高血圧症		4		3		1	
40	神経線維腫症		4		1		3	
41	亜急性硬化性全脳炎		-					
42	バッド・キアリ(Budd-Chiari)症候群		-	(-)				
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		2		1		1	
44	ライゾーム病(ファブリー病, ライソゾーム病)		-					
45	副腎白質ジストロフィー		-					
46	家族性高コレステロール血症(ホモ接合体)		-					
47	脊髄性筋萎縮症		1				1	
48	球脊髄性筋萎縮症		-					
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎		-	(-)				
50	肥大型心筋症		-	(-)				
51	拘束型心筋症		-	(-)				
52	ミトコンドリア病		-	(-)				
53	リンパ脈管筋腫症(LAM)		-					
54	重症多形滲出性紅斑(急性期)		-					
55	黄色靱帯骨化症		-	(-)				
56	間脳下垂体機能障害(PRL分泌異常症, ゴナドトロピン分泌異常症, ADH分泌異常症, 下垂体性TSH分泌異常症, クッシング病, 先端巨大症, 下垂体機能低下症)		14	(-)	4		10	

(注1 疾患番号に○のあるものは、軽快者基準の対象疾患

(注2 ()内は特定疾患登録者証所持者数で外数

(2) 小児慢性特定疾患治療研究事業の承認状況

(平成23年3月31日現在)

疾病番号	区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
	承認総件数	184 (-)	40 (-)	144 (-)
71	悪性新生物	23 (-)	6	17
72	慢性腎疾患	13 (-)	4	9
73	慢性呼吸器疾患	1 (-)	0	1
74	慢性心疾患	32 (-)	11	21
75	内分泌疾患	56 (-)	9	47
76	膠原病	12 (-)	2	10
77	糖尿病	7 (-)	3	4
78	先天性代謝異常	9 (-)	2	7
79	血友病等血液疾患	19 (-)	3	16
80	神経・筋疾患	8 (-)	0	8
81	慢性消化器疾患	4 (-)	0	4

(注) ()内は、小児特定疾患児手帳交付件数の再掲である。

(3) 相談事業の実施状況

(平成22年度)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	管 外
実 人 員		44	9	30	5
延 人 員		56	12	39	5
申 請 等		-	-	-	-
医療	病 気 ・ 病 状	5	1	3	1
	治 療 ・ 服 薬	-	-	-	-
看 護 ・ 日 常 生 活		35	7	26	2
福 祉 制 度		1	-	1	-
歯 科		-	-	-	-
食 事 ・ 栄 養		15	4	9	2
就 労		-	-	-	-
就 学		-	-	-	-
そ の 他		-	-	-	-

(4) 電話相談及び面接相談等の状況

(平成22年度)

区 分	電話相談	面接相談	総 数
延 人 員	1,057	1,126	2,183

(注)相談事業以外で、随時に行われたものを計上している。

(5) 家庭訪問指導の状況

(平成22年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
実 人 員	-	-	-
延 人 員	-	-	-

(6) 患者・家族に対する学習会の実施状況

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市	所 内	管 外
開 催 回 数	1				1
実 人 員	26				26
延 人 員	26				26

(7) アレルギー疾患相談事業等実施状況

ア 相談開催回数

(平成22年度)

開催回数	実相談人員	相談延人員
1	56	60

イ 対象者

(ア) 年齢別内訳

(平成22年度)

年 齢	相談実人員	相談延人員
乳 児	2	2
1～3歳未満	6	6
3～6歳未満	23	25
6 歳 以 上	25	27
合 計	56	60

(イ) 疾患別内訳

(平成22年度)

年 齢	アトピー性皮膚炎	気管支喘息	花粉症	リウマチ	その他 (食物アレルギー)	計
乳 児					2	2
1～3歳未満					6	6
3～6歳未満					23	23
6 歳 以 上					25	25
合 計	0	0	0	0	56	56

ウ 連絡協議会等開催状況

(平成22年度)

開催回数	0
参加人数	0

(8)アスベスト相談状況

ア 相談件数(実受付件数)
(平成22年度)

7

イ 相談内容

(平成22年度)

相談区分	延件数
1 労働衛生に関するもの (例) 石綿に関する作業に従事していたが、労災手続きを知りたい	
2 環境、居住空間に関するもの (例) 建物、駐車場に石綿を思われる箇所(建材)があり心配 自宅の建材に石綿が使っているか調べてもらえるか等	
3 健康に関するもの (例) 石綿製品の製造等に従事していたため、健康が心配 近くに石綿製品の製造工場があったため、健康が心配	
4 建築に関するもの (例) どの建材に石綿が含まれているか知りたい 石綿を含む建材の除去工事はどうすれば良いか	
5 その他 (例) 石綿等を運搬するために必要な産業廃棄物処理業許可について 石綿を含む建材の廃棄方法について	
計	
石綿健康被害救済給付に関するもの	7

※ 延件数の合計は、相談内容が重複しているものがあるため、実受付件数の合計とは一致しない。

母子保健対策

(1) 養育医療給付受給者数

(平成22年度)

区 分	総 数	大竹市	廿日市市	管外
養育医療受給者数	45	11	34	
出生体重 2,000g以下	22	3	19	
そ の 他	23	8	15	

(注) 養育医療受給者区分は、養育医療給付実施要領の給付対象要件により2区分とした。

(2) 長期療養児療育相談指導の実施状況

ア 訪問指導等の状況

(平成22年度)

区 分	訪 問 に よ る 検 診 ・ 保 健 指 導 人 員							
	実 人 員				延 人 員			
	内 訳				内 訳			
	身体 障害 者 (児)	知的障 害者 (児)	難 病 患 者	そ の 他	身体 障害 者 (児)	知的障 害者 (児)	難 病 患 者	そ の 他
実 施 数	0				0			

イ 相談事業の状況

(平成22年度)

区 分	回 数	実 人 員			延 人 員				
		内 訳			内 訳				
		本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他	本 人	保 護 者 介 護 者	そ の 他		
実 施 数	1	14	0	2	12	14	0	2	12

(3) 自立支援医療(育成医療)給付受給者数の状況

(平成22年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計	42	9	33
肢 体 不 自 由	12	2	10
視 覚 障 害	-	0	0
聴 覚 平 衡 機 能 障 害	3	1	2
音 声 言 語 そ し ゃ く 機 能 障 害	12	2	10
心 臓 機 能 障 害	14	4	10
腎 臓 機 能 障 害	-	0	0
内 臓 機 能 障 害	1	0	1
免 疫 機 能 障 害	-	0	0
小 腸 機 能 障 害	-	0	0
肝 臓 機 能 障 害	-	0	0

(4) 不妊治療費助成の申請状況

(平成22年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計 (延件数)	66	14	52
実人員	45	8	37
体 外 受 精	14	3	11
顕 微 授 精	52	11	41

食品衛生対策

(1) 施設数の状況

ア 許可を要する施設数

(平成23年3月31日現在)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計		2,371	451	1,920
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	610	102	508
	仕出し・弁当	157	35	122
	旅館	57	3	54
	その他	312	66	246
菓子(パンを含む)製造業		122	17	105
乳 処 理 業		1		1
特別牛乳搾取処理業		-		
乳 製 品 製 造 業		1		1
業 乳 業		-		
魚 介 類 販 売 業		207	48	159
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		2	1	1
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		-		
食 品 の 冷 凍 ま た は 冷 蔵 業		15	2	13
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		5	2	3
喫 茶 店 営 業		372	71	301
あ ん 類 製 造 業		8		8
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業		3		3
乳 類 販 売 業		276	51	225
食 肉 処 理 業		7	1	6
食 肉 販 売 業		156	40	116
食 肉 製 品 製 造 業		1		1
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業		-		
食 用 油 脂 製 造 業		-		
マーガリン又はショートニング製造業		-		
み そ 製 造 業		3	2	1
し ょ う 油 製 造 業		4	2	2
ソ ー ス 類 製 造 業		1		1
酒 類 製 造 業		1		1
豆 腐 製 造 業		2	1	1
納 豆 製 造 業		-		
め ん 類 製 造 業		5	1	4
総 菜 製 造 業		35	4	31
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		2	2	
食 品 の 放 射 線 照 射 業		-		
清 涼 飲 料 水 製 造 業		1		1
氷 雪 製 造 業		1		1
氷 雪 販 売 業		4		4

イ 許可を要しない施設数（食品関係条例対象施設を含む）

（平成23年3月31日現在）

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計		1,375	300	1,075
給食施設	学 校	17	4	13
	病 院 ・ 診 療 所	14	3	11
	事 業 所	2	1	1
	そ の 他	47	10	37
乳 搾 取 業		36	6	30
食 品 製 造 業		161	37	124
野 菜 果 物 販 売 業		56	13	43
総 菜 販 売 業		74	17	57
菓 子（パンを含む）販 売 業		117	26	91
食 品 販 売 業（上記以外）		805	173	632
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業		-		
添 加 物 の 販 売 業		5	1	4
氷 雪 採 取 業		-		
器具・容器包装、おもちゃの製造業又は販売業		41	9	32

ウ 食品関係条例対象施設数（許可を要しない施設の再掲）

（平成23年3月31日現在）

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
計		425	98	327
加 工 水 産 物 販 売 業		291	62	229
加 工 水 産 物 製 造 業		20	8	12
魚 介 類 等 行 商 業		4	2	2
かき作業場	一 類	97	26	71
	二 類	13		13

(2) 食品衛生監視指導計画及び実施状況

(平成22年度)

年間立入 目標回数	対象業種	対 象 要 件	施設数	年間立入 目標回数	年間立入 件 数
4回	食品製造業	広域流通食品	10	40	2,219
		大量製造食品			
		危険度の高い食品(レトルト食品等)			
		乳児, 高齢者等の喫食が多い食品(牛乳等)			
	飲食店営業	大量調理施設	11	44	
集団給食	大量調理施設	9	36		
3回	食品製造業	県特産品(かき処理施設)	108	324	
		規格基準のある食品(魚肉練製品, 清涼飲料水等)	8	24	
2回	食品製造業	日配食品(めん類, 豆腐, 納豆等)	130	260	
1回	食品製造業	上記以外の製造業	92	92	
	飲食店営業	仕出し弁当, 旅館	200	200	
		学校, 病院, 社会福祉施設	31	31	
	食品販売業	食肉, 魚介類	377	377	
1回/2年	集団給食	保育所, 事業所	31	16	
1回/3年	飲食店営業	一般食堂・レストラン等	924	277	
1回/4年	喫茶店営業・ 要許可販売業	喫茶店営業(自動販売機を除く), 乳類販売業(自動販売機を除く), 氷雪販売業, 加工水産物販売業, 行商	539	135	
1回/5年	上記以外	乳さく取業, 喫茶店営業(自動販売機), 乳類販売業(自動販売機), 食品製造業(認定業種等を除く), 野菜販売業, そうざい販売業, 菓子販売業, 食品販売業(認定業種等を除く), 添加物の販売業, 器具・容器包装, おもちゃの製造・販売業	1,291	258	
合 計			3,761	2,114	2,219

(3) 食品衛生監視指導状況

ア 許可を要する施設に対する監視指導状況

(平成22年度)

区 分		施 設 数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		2,365	1,076	-
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	623	189	
	仕出し・弁当	151	180	
	旅館	56	92	
	その他	294	81	
菓子(パンを含む)製造業		127	58	
乳 処 理 業		1	14	
特別牛乳搾取処理業				
乳 製 品 製 造 業		1	14	
集 乳 業				
魚 介 類 販 売 業		205	96	
魚 介 類 競 り 売 り 営 業		2		
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業				
食品の冷凍または冷蔵業		15	1	
缶詰又は瓶詰食品製造業 (上記および下記以外)		5	3	
喫 茶 店 営 業		359	65	
あ ん 類 製 造 業		7	6	
アイスクリーム類製造業		3		
乳 類 販 売 業		281	97	
食 肉 処 理 業		5	11	
食 肉 販 売 業		163	91	
食 肉 製 品 製 造 業		1		
乳 酸 菌 飲 料 製 造 業				
食 用 油 脂 製 造 業				
マーガリン又はショートニング製造業				
み そ 製 造 業		3	4	
し ょ う 油 製 造 業		4	18	
ソ ー ス 類 製 造 業		1	2	
酒 類 製 造 業		2	2	
豆 腐 製 造 業		4		
納 豆 製 造 業				
め ん 類 製 造 業		5	15	
総 菜 製 造 業		36	33	
添加物(法第11条第1項の規定により 規格が定められたものに限る)製造業		2		
食 品 の 放 射 線 照 射 業				
清 涼 飲 料 水 製 造 業		2	4	
氷 雪 製 造 業		1		
氷 雪 販 売 業		6		

(注)施設数は、平成22年4月1日現在である。

イ 許可を要しない施設に対する監視指導状況（食品関係条例対象施設を含む）

（平成22年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		1,379	1,143	1
給食施設	学 校	18	8	
	病 院 ・ 診 療 所	13	21	
	事 業 所	2		
	そ の 他	47	6	
乳 搾 取 業		36		
食 品 製 造 業		160	685	1
野 菜 果 物 販 売 業		56	85	
総 菜 販 売 業		74	95	
菓 子（パンを含む）販 売 業		117	99	
食 品 販 売 業（上 記 以 外）		810	106	
添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたものを除く）の製造業				
添 加 物 の 販 売 業		5	32	
氷 雪 採 取 業				
器 具 ・ 容 器 包 装、おもちやの製造業又は販売業		41	6	

（注）施設数は、平成22年4月1日現在である。

ウ 食品関係条例対象施設に対する監視指導状況（再掲）

（平成22年度）

区 分		施設数	監視指導延施設数	行政処分件数
計		429	787	1
加 工 水 産 物 販 売 業		296	105	
加 工 水 産 物 製 造 業		21	8	
魚 介 類 等 行 商 業		4		
かき作業場	一 類	95	625	
	二 類	13	49	1

（注）施設数は、平成22年4月1日現在である。

(4) 食品収去検査状況

(平成22年度)

区 分		収去試験 検体数	不良 検体数	不良 理由	
総 数		449	-		
食 品	小 計	429	-		
	魚 介 類	147			
	冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品			
		凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品			
		凍結直前未加熱の加熱後摂取冷凍食品			
		生食用冷凍鮮魚介類			
	魚介類加工品(かん詰・びん詰を除く)		43		
	肉卵類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		29		
	乳 製 品		41		
	乳類加工品(アイスクリーム類を除き、マーガリンを含む)				
	アイスクリーム類・氷菓				
	穀類及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		32		
	野菜類・果物及びその加工品(かん詰・びん詰を除く)		107		
	菓 子 類		2		
	清 涼 飲 料 水		27		
	酒 精 飲 料				
	氷 雪				
	水				
	かん詰・びん詰食品				
	その他の食品		1		
	添加物及びその製剤				
	器具及び容器包装				
	おもちゃ				
乳	小 計	20	-		
	生 乳				
	牛 乳	16			
	低 脂 肪 牛 乳				
	加 工 乳	4			
	そ の 他 の 乳				

(5) 集団食中毒発生状況

(平成22年)

No	発生年月日	発生場所	喫食者数	有症者数	死者数	原因食品	病物質	原因施設	喫食場所	事件の概要	発生要因
1											
2			該当なし								
3											
4											
5											

(注)集団食中毒:有症者数が6名以上の食中毒

生活衛生対策等

(1) 生活衛生施設監視指導状況

(平成22年度)

区 分	市 町 別 施 設 数							立入検査件数	監 (%視 率)	
	総 数	大 竹 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	数 安 芸 太 田 町			
計	723	133	224	134	93	44	95	103	14.2	
旅 館	小 計	61	8	2	5	5	-	41	14	23.0
	ホ テ ル	2			1			1	1	50.0
	旅 館	21	5		2	3		11	7	33.3
	簡 易 宿 所	38	3	2	2	2		29	6	15.8
	下 宿	-								
公衆浴場	小 計	23	1	4	5	3	3	7	9	39.1
	一 般	3		2			1		3	100.0
	そ の 他	20	1	2	5	3	2	7	6	30.0
興 行 場	小 計	1	-	1	-	-	-	-	3	300.0
	映 画 館	1		1					3	300.0
	そ の 他	-								-
理 容 所	165	36	55	26	22	12	14	5	3.0	
美 容 所	247	57	78	45	33	15	19	10	4.0	
ク リ ー ニ ン グ 所	小 計	164	22	59	39	25	10	9	42	25.6
	一 般	37	8	11	8	6	2	2	40	108.1
	取 次	126	14	48	31	18	8	7	2	1.6
	無 店 舗 取 次 店	1				1			0	0.0
コインランドリー営業施設	14	3	4	5	1		1	0	0.0	
	うちトライクリーニング 洗濯機設置施設(再掲)	1		1					0	0.0
特 定 建 築 物 登 録 営 業 所	小 計	28	4	10	3	4	4	3	11	39.3
	興 行 場	-								-
	百 貨 店	2	2						0	0.0
	そ の 他 の 特 定 建 築 物	2	1					1	1	50.0
	店 舗	9		2	2	3	2		3	33.3
	事 務 所	13	1	8	1	1	2		6	46.2
	学 校	-								-
	旅 館	2						2	1	50.0
	小 計	20	2	11	6	-	-	1	9	45.0
	建 築 物 清 掃 業	6		3	3				2	33.3
建 築 物 空 気 環 境 測 定 業	1	1						1	100.0	
建 築 物 空 気 調 和 用 ダ ク ト 清 掃 業	-								-	
建 築 物 飲 料 水 水 質 検 査 業	1	1						1	100.0	
建 築 物 飲 料 水 貯 水 槽 清 掃 業	6		4	1			1	3	50.0	
建 築 物 排 水 管 清 掃 業	-								-	
建 築 物 ね ず み ・ こ ん 虫 等 防 除 業	3		2	1				1	33.3	
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	3		2	1				1	33.3	

(注1)コインランドリー営業施設は、広島県コインランドリー営業施設衛生指導要綱に定める施設である。

(注2)その他の特定建築物とは、集会場、図書館、博物館、美術館、遊技場等をいう。

(注3)施設数は平成23年3月31日現在である。

(2) 水道施設の監視状況

(平成22年度)

区 分	総 数	広 島 市	呉 市	大 竹 市	廿 日 市 市	安 芸 高 田 市	江 田 島 市	府 中 町	海 田 町	熊 野 町	坂 町	安 芸 太 田 町	北 広 島 町	
行政区域内人口	1,774,429	1,171,559	247,168	29,335	118,390	32,543	27,732	51,402	29,047	25,603	13,495	7,747	20,408	
計	施設数	289	5	5	40	6	14	1	67	56	24	30	36	5
	立入検査件数	16	1	-	2	2	4	-	-	-	2	-	2	3
	計画給水人口	222,148	3,150	11,400	33,856	13,790	44,812	41,630	-	31,500	26,270	-	8,740	7,000
	現在給水人口	172,673	1,453	10,308	28,788	10,714	34,018	26,663	-	28,673	22,479	-	5,449	4,128
上水道	施設数	6			1		1	1	0	1	1	0	0	1
	立入検査件数	4			2		1							1
	計画給水人口	170,462			33,856		30,206	41,630		31,500	26,270			7,000
	現在給水人口	134,784			28,594		24,247	26,663		28,673	22,479			4,128
簡易水道	施設数	36	5	5	0	6	13	0	0	0	0	0	3	4
	立入検査件数	8	1			2	3							2
	計画給水人口	51,686	3,150	11,400		13,790	14,606						8,740	
	現在給水人口	37,540	1,453	10,308		10,714	9,771						5,294	
専用水道	施設数	11			1				0	0	1	0	9	
	立入検査件数	4									2		2	
	現在給水人口	349			194								155	
簡易専用水道	施設数	216			36				67	55	21	30	7	
	立入検査件数	0												
小規模水道	施設数	20			2				0	0	1	0	17	
	立入検査件数	0												

(注1)行政区域内人口、計画給水人口及び現在給水人口は、平成22年3月31日現在である。

(注2)施設数は、平成22年度に給水実績のある上水道、簡易水道の事業数、専用水道の施設数であり、当該年度中に竣工したものを含む。

(注3)立入検査件数は平成22年度における実績値であり、施設数には同年度中に竣工したものを含む。

(注4)浄水受水専用水道の現在給水人口は専用水道の合計値に含めないが、施設数、立入検査数は合計値に含む。

(注5)国認可の上水道、市町に事務移譲している専用水道、簡易専用水道及び小規模水道は、施設数以下に含まない。

(3) 狂犬病予防業務の状況

(平成22年度)

区 分	総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
登 録 頭 数	8,992	1,472	7,520
	(610)	(88)	(522)
予 防 注 射 頭 数	6,530	1,000	5,530

(注)登録は、平成7年度から生涯1回実施。下段()内は、新規登録頭数である。

薬事対策

(1) 薬事等監視指導状況

(平成22年度)

区 分	施 設 数												立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	大竹市	廿日市市	呉市	安芸高田市	江田島市	府中町	海田町	熊野町	坂町	安芸太田町	北広島町			
計	515	106	329	18	12	10	4	5	-	2	11	18	192	37.3	
薬局(既存薬局を含む。)	83	27	56										45	54.2	
薬局製造販売業(薬局製造業)	4	0	4										5	125.0	
医薬品販売業	小 計	20	2	18	-	-	-	-	-	-	-	-	21	105.0	
	店 舗 販 売 業	18	2	16									21	116.7	
	既存一般販売業	-	0	0									-	-	
	既存薬種商等	2	0	2									0	0.0	
	特例販売業	小 計	3	2	1	-	-	-	-	-	-	-	2	66.7	
	一 般	-	0	0									-	-	
	駅構内売店	-	0	0									-	-	
	歯科用医薬品取扱者	-	0	0									-	-	
	ガス性医薬品等取扱者	3	2	1									2	66.7	
	卸売販売業(みなし卸売販売業を含む。)	4	0	4									8	200.0	
高度管理医療機器等の販売業・賃貸業	36	10	26									31	86.1		
管理医療機器販売業・賃貸業	224	58	166									59	26.3		
温泉	源 泉	131	7	54	18	12	8	3	4	0	1	6	18	11	8.4
	利 用 施 設	10	0	-	-	-	2	1	1	0	1	5	-	10	100.0

(注) 施設数は、平成23年3月31日現在である。

(2) 毒劇物監視指導状況

(平成22年度)

区 分	施 設 数			立入検査件数	監視指導率 (%)	
	総数	大竹市	廿日市市			
計	109	44	65	89	81.7	
製 造 業	10	6	4	11	110	
輸 入 業	1	0	1	2	200	
販 売 業	小 計	95	36	59	73	76.8
	一 般	81	33	48	57	70.4
	農 業 用 品 目	13	3	10	16	123.1
	特 定 品 目	1	0	1	0	0
業 務 上 取 扱 者	小 計	3	2	1	3	100
	電 気 め っ き 事 業	-	0	0		-
	金 属 熱 処 理 事 業	-	0	0		-
	毒 物 劇 物 運 送 事 業	3	2	1	3	100
	し ろ あ り 防 除 事 業	-	0	0		-

(注) 施設数は、平成23年3月31日現在である。

(3) 麻薬・覚せい剤立入検査状況

(平成22年)

区 分		施 設 数 等			立入検査件数	監視指導率 (%)
		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市		
計		726	183	543	183	25.2
麻 薬	小 計	130	31	99	51	39.2
	家庭麻薬製造業者	-	0	0	-	-
	卸売業者	-	0	0	-	-
	小売業者	63	17	46	34	54.0
	病 院	12	3	9	14	116.7
	一般診療所	50	10	40	3	6.0
	歯科診療所	-	0	0	-	-
	飼育動物診療施設	5	1	4	0	0.0
	研 究 者	-	0	0	-	-
大麻	研 究 者	-	0	0	-	-
向 精 神 薬	小 計	301	76	225	69	22.9
	卸売業者	-	0	0	-	-
	免許みなし卸売販売業者	4	0	4	6	150.0
	免許みなし薬局	83	27	56	43	51.8
	小売業者	-	0	0	-	-
	病 院	13	3	10	16	123.1
	一般診療所	130	32	98	4	3.1
	歯科診療所	69	14	55	0	0.0
	飼育動物診療施設	-	-	-	0	-
	試験研究施設	2	0	2	0	0.0
覚せい剤	小 計	-	-	-	-	-
	施用機関	-	0	0	-	-
	研 究 者	-	0	0	-	-
覚せい剤原料	小 計	295	76	219	63	21.4
	取扱者	-	0	0	-	-
	薬 局	83	27	56	43	51.8
	病院・診療所	212	49	163	20	9.4
	飼育動物診療施設	-	-	-	0	-
	研 究 者	-	0	0	-	-

(注1) 施設数は、平成22年12月31日現在である。

(注2) 研究者にあっては、人員数である。

(注3) 「免許みなし卸売販売業者」とは、医薬品の卸売販売業の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。

「免許みなし薬局」とは、薬局開設の許可を受けた者であって、向精神薬卸売業者及び向精神薬小売業者の免許を受けた者とみなされた者のことである。



「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

今日、薬物乱用問題は全世界的な広がりを見せ、人間の生命はもとより、あらゆる社会組織や国の安定を脅かすなど、人類が抱える最も深刻な社会問題の一つとなっている。

このような地球規模での薬物乱用問題は、世界の国々が一丸となって取り組むべきことであり、かつ、国民一人一人の認識を高める必要があることから、本運動は、「国連薬物乱用根絶宣言」(2009年～2019年)の支援事業の一環として、国連決議による「6・26国際麻薬乱用撲滅デー」の周知を官民一体となって図り、併せて、内外における薬物乱用防止に資することを目的として行う。

(4) 医薬品収去検査状況

(平成22年度)

区 分		収去検体件数	不適件数	不適理由
崩壊試験		4	0	
定量試験	アセトアミノフェン	2	0	
	サリチル酸メチル	2	0	
	クロルフェニラミンマレイン酸塩	2	0	
	エテンザミド	2	0	

(5) 家庭用品の試買検査状況

(平成22年度)

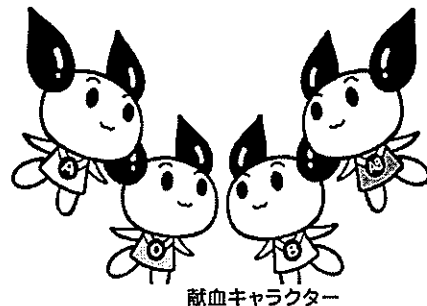
検査項目	試験検査数	不適件数
ホルムアルデヒド	7	0
塩酸	1	0
水酸化ナトリウム	2	0
メタノール	3	0
ディルドリン	3	0

(6) 献血状況

(平成22年度)

区 分		総 数	大 竹 市	廿 日 市 市
受 付 者 数		5,246	1,640	3,606
献 血 者	計	4,054	1,315	2,739
	200mL	113	47	66
	400mL	3,941	1,268	2,673

(注) 献血ルームでの数値は含まない。



献血キャラクター

けんけつちゃん

環境保全対策

(1) 公害関係特定施設の状況

(平成23年3月31日現在)

区 分		工場・事業者等数	施設数	来所相談指導件数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数		
							行政指導	改善命令	一時停止
ばい煙	計	111	496	45	8	(36) 10	-	-	-
	法による届出	101	327		8	(36) 10			
	条例による届出	10	169		0	(0) 0			
VOC(揮発性有機化合物)	計	5	13		2	(4) 2	-	-	-
	法による届出	5	13		2	(4) 2			
一般粉じん	計	39	199		2	(24) 3	-	-	-
	法による届出	12	65		1	(18) 2			
	条例による届出	27	134		1	(6) 1			
特定粉じん	計	31	-		31	(32) 32	-	-	-
	発生施設届出								
	排出等作業届出	31		31	(32) 32				
ダイオキシン類	法による届出	19	30	4	1	29			
水質汚濁	計	393	-	67	27	18	1	-	-
	法による届出	359			23	16	1		
	条例による届出	34			4	2			
	法による許可	62			15	44	6		

(注1)ばい煙、VOC(揮発性有機化合物)、一般粉じん及び特定粉じんの立入検査の()内は、施設数に対するもの、下段は事業所・工場数に対するものである。
 (注2)法による届出には、電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法に基づくものを含んでいる。
 (注3)届出等受理件数から改善命令等件数までの件数は、平成22年度の状況である。

(2) 土壌汚染、化学物質対策の状況

(平成23年3月31日現在)

区 分		相談・指導件数	届出等受理件数	立入検査延件数	改善命令等件数		
					行政指導	報告命令	措置命令
土壌汚染	計	44	3	-	-	-	-
	法による届出		1				
	条例による届出		2				
化学物質対策	条例に基づく指導	0					

(注)届出等延件数から改善命令等件数までの件数は、平成22年度の状況である。

(3) フロン回収破壊法 登録事業者登録状況

(平成23年3月31日現在)

区 分	登録数	来所相談指導件数	新規登録数	立入検査延件数	改善命令等件数	
					行政指導	改善命令
第一種フロン類回収業者数	21	11	2	2	0	0

(注) 新規登録数から改善命令等件数は、平成22年度の状況である。

(4) 公害苦情事案の取扱状況

(平成22年度)

区分	総件数	内 訳		事 案 別						
		前年度から の繰越分	本年度 発生分	ばい煙 (カスを含む)	粉じん	水質汚濁	騒音振動	廃棄物	悪臭	その他
計	15	4	11	7	1	4	-	2	1	-
	(調査指導延件数)	(9)	(23)	(6)	(1)	(13)		(9)	(3)	
処理済	13	3	10	7	1	3		1	1	
翌年度へ繰越	2	1	1			1		1		

(注1)処理済とは、加害行為又は被害の原因がなくなった等、翌年度へ解決等を繰り越した以外の場合である。

(注2)他機関に指導等を移送した件数は含んでいない。

(注3)水質汚濁には、水質汚染事故を含む。

(5) 水質事故事案の取扱状況

(平成22年度)

区分	総件数	内 訳	
		現場調査	その他
対応件数	19	13	6

(注1)実際に河川等公共用水域に流出しなかったものも含む。

(注2)その他の欄は、電話対応など、現場調査以外の対応件数である。

(6) 大気汚染測定網(常設)一覧表

(平成23年3月31日現在)

区分		市 町	総 数	大 竹 市	甘 日 市 市
硫黄酸化物	溶液導電率法又は 紫外線蛍光法		1 (1)	1 (1)	
	簡易測定法		12 (-)		12
窒素酸化物	吸光光度法又は 化学発光法		2 (2)	1 (1)	1 (1)
	簡易測定法		22 (-)	10	12
一酸化炭素			- (-)		
光化学オキシダント			2 (2)	1 (1)	1 (1)
浮遊粒子状物質			2 (2)	1 (1)	1 (1)
炭化水素			- (-)		
降下ばいじん			9 (-)	4	5
浮遊粉じん			1 (-)	1	
風 向			2 (2)	1 (1)	1 (1)
風 速			1 (1)	1 (1)	
温 度			1 (1)	1 (1)	
湿 度			1 (1)	1 (1)	
日 射 量			1 (1)	1 (1)	

(注) 下段()内は、県有施設の再掲。

〈光化学オキシダントに係る緊急時措置〉

光化学オキシダントに係る緊急時発令状況

(平成22年度)

区 分		総件数	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
情 報	大竹地区	7		3	3		1		
	廿日市地区	5		2	2		1		
注 意 報	大竹地区	-							
	廿日市地区	-							

(注) 区分の枠内は緊急時発令した地域名である。

緊急時発令基準及び措置

種 類	発令基準(ppm)	措 置
情 報	0.10 以上	排出量(排出ガス量, 窒素酸化物量等)を20%以上減少協力
注 意 報	0.12 以上	” ” 20%以上減少要請

(7) 環境調査の実施状況

(平成22年度調査分)

区 分		調 査 地 点	調査回数
水 質 汚 濁	河 川 (湖 沼 を 含 む)	小瀬川(小瀬川貯水池) 玖島川(渡ノ瀬貯水池流入前, 渡ノ瀬貯水池, 玖島川河口) 永慶寺川(下浜) 御手洗川(金剛寺) 可愛川(可愛)	12回
	海 域	広島湾西部(31-2, 31-8, 31-13, 31-18, 31-21, 31-21-5, 31-22-5, 31-27, 31-29, 31-30) 広島湾(32-14, 32-18, 32-30)	12回
	海 水 浴 場	包ヶ浦(廿日市市)	2回
	地 下 水	大竹市(1か所), 廿日市市(1か所)	1回
	環 境 ホ ル モ ン 調 査	御手洗川(廿日市市), 広島湾西部(大竹市)	1回
大 気 汚 染	有 害 大 気 汚 染 物 質 モ ニ タ リ ン グ 調 査	油見公園(大竹市), 海田高校(海田町)	12回
	ア ス ベ ス ト モ ニ タ リ ン グ 調 査	解体現場 大竹市(4か所), 廿日市市(3か所) 廃棄物処理施設 廿日市市(1か所)	1回
	酸 性 雨		—
	そ の 他		—
騒 音 調 査		自動車騒音(廿日市市) 国道2号線(2か所), 国道2号線バイパス(1か所)	1回
土 壌 汚 染			—
ダイオキシン類	大 気	大竹市, 廿日市市	2回
	水 質	広島湾西部(大竹市)	1回
	底 質	広島湾西部(大竹市)	1回
	土 壌	廿日市市	1回

廃棄物対策

(1) 産業廃棄物処理業許可状況

平成23年3月31日現在)

区 分	許可件数	新規許可	更新許可	変更許可	変更届	うち全部廃止	失効	再交付	移 管	
									管轄内へ(増)	管轄外へ(減)
総 数 (a + b)	196	12	31	5	125	-	5	-	-	1
A 収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	161	12	24	3	105	-	5	-	-	1
	うち積替え保管を含むもの('a)	34	-	3	3	54	-	-	-	-
B 処分業 (b ; b = c + d + e)	35	-	7	2	20	-	-	-	-	-
	中間処理業(c)	33	-	6	2	20	-	-	-	-
	中間処理・最終処分業(d)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分業(e)	2	-	1	-	-	-	-	-	-
産業廃棄物 A	小計 (a + b)	177	12	29	4	109	-	5	-	1
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	143	12	22	2	90		5		1
	うち積替え保管を含むもの('a)	29		3	2	46				
	処分業 (b ; b = c + d + e)	34	-	7	2	19	-	-	-	-
	中間処理業(c)	32		6	2	19				
	中間処理・最終処分業(d)									
最終処分業(e)	2		1							
特別管理産業廃棄物 B	小計 (a + b)	19	-	2	1	16	-	-	-	-
	収集運搬業 (a ; a ≥ 'a)	18		2	1	15				
	うち積替え保管を含むもの('a)	5			1	8				
	処分業 (b ; b = c + d + e)	1	-	-	-	1	-	-	-	-
	中間処理業(c)	1				1				
	中間処理・最終処分業(d)									
最終処分業(e)										

(注) 1 複数の許可を持つ業者に対して、それぞれの許可について1件ずつ計上。

2 平成22年度末時点の所管業者の許可件数及び平成22年度に許可した各種許可件数等を記入。

(2) 自動車リサイクル法 登録・許可状況

(平成23年3月31日現在)

区 分	登録・許可 業者数	新規登録・ 許可件数	更新許可 件数	変更許可 件数	届出受理件数	
					廃止	その他
引 取 業	49	2		-	1	6
フロン類回収業	15			-	2	3
解 体 業	2		1			
破 碎 業	1					1
合 計	67	2	1	-	3	10

(注1)登録・許可数は、事業者数である。

(3) 産業廃棄物処理施設設置状況等

(平成23年3月31日現在)

区 分	施 設 数	新規許可 件 数		変更許可 件 数		譲受け・借 受け許可		届出等受理件数							
		事業数		事業数		事業数		事業数		事業数					
		事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者	事業者	処分業者				
施 設 数 合 計	41	11	30	-	-	-	-	-	-	-	-	11	13		
中 間 処 理 施 設 数	小 計	34	10	24	-	-	-	-	-	-	-	-	11	12	
	汚 泥	脱 水	2	1	1									2	2
		乾 燥	3	2	1									2	
		天日乾燥	-												
		焼 却	3	2	1									2	1
	廃 油	油水分離	-												
		焼 却	2	1	1									1	1
	廃酸・ 廃アルカリ	中 和	-												
	廃プラスチック類	破 碎	2		2										3
		焼 却	1		1										1
	木くず・ がれき類	破 碎	16		16										3
	木くず・ その他	焼 却	5	4	1									4	1
	そ の 他	-													
	最 終 処 分 場	小 計	7	1	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
施 設 数		安 定 型	5		5										1
		管 理 型	2	1	1										
P C B 廃 棄 物 保 管 事 業 所	61	61												72	

(注1)施設の種類の重複するものについては、主たる用途により区分した。

(注2)新規・変更許可件数及び届出等受理件数は、平成22年度の状況である。

(4) 産業廃棄物関係立入指導等状況

(平成22年度)

事業番号		調査件数等					指導件数					指導内容		
		実 施 事 所 数	調査等延べ件数			分 析 件 数	命 令	警 告	勸 告	通 知 等	報 告 徴 収	注 意 指 導	指 導 事 項 数	指 導 事 項 の 中 で 指 導 数 を 改 め た 件 数
			うち 中 間 処 理 施 設	うち 立 入 場	うち 埋 立 場									
1	有害物質排出事業所立入検査													
2	公害防止協定事業所立入検査	6	14	14										
3	産業廃棄物処理業立入検査	82	292	100	5	11		2		2	9			
4	産業廃棄物埋立処分場立入検査	事業者	1	1		1	3							
		処理業者	1	2		2	1							
5	建設業立入検査	7	7											
6	県外産廃事前協議確認立入検査	1	1											
7	医療廃棄物排出事業所立入検査	13	13								1			
8	PCB廃棄物保管事業所立入検査	29	31											
9	焼却施設立入検査	2	2	2										
10	産業廃棄物運搬車輛検査（回数・台数）	1	8								4			
11	不法投棄等監視ランドパトロール（回数・件数）	4	4								1			
12	不法投棄等監視スカイパトロール（回数・件数）	1	4											
13	不法投棄等監視シーパトロール（回数・件数）	2	7											
14	スカイ・シーパトロールのフォローアップ調査	1	1											
15	産業廃棄物に係る事業処理立入検査	事業者	7	11							2			
		処理業者	2	2	1									
16	その他事業所立入検査	9	11								4			
17	許可（変更許可）申請等指導件数	54	492	113	12									
18	自動車リサイクル法関係申請等指導件数	登録業者	15	15							1			
		許可業者	3	4										
19	自動車リサイクル法関係立入検査	登録業者	2	4										
		許可業者	2	2										
合 計		245	928	230	20	15		2		2	22			

(5) 産業廃棄物に係る協議等

【県外産業廃棄物に係る事前協議等】

(平成22年度)

	種類	協議件数	承認件数	搬出元都道府県数	搬出元都道府県名	協議された廃棄物の種類名	県外産業廃棄物の処分業者名	不承認件数	不承認とした理由
中間処理	産廃	82	82	7	大阪府, 島根県, 鳥取県, 岡山県, 山口県, 香川県, 福岡県	汚泥, 廃プラスチック類, 紙くず, 木くず, 繊維くず, 金属くず, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, がれき類	安田金属(株), 大林道路(株), 中国高圧コンクリート工業(株), 広島堆肥プラント(株), 安田金属(株), (株)きやま, (株)サニックス, (株)シテツ, (株)筑波化成, (株)マエダ, 広島炭化工業(有)	0	0
	特管	0	0	0					
	計	82	82	7		計 8 種類			
最終処分	産廃	25	25	2	島根県, 山口県	廃プラスチック類, ガラスくず, コンクリートくず, 陶磁器くず, がれき類	みつぎ産業(株), (有)渡ノ瀬興業	0	0
	特管	0	0	0					
	計	25	25	2		計 3 種類			

【不法投棄等防止連絡協議会の開催状況】

開催年月日	主催者	開催場所	出席機関	参加人数	協議内容
平成22年7月16日	西部厚生環境事務所環境管理課	廿日市庁舎第2庁舎4階401会議室	広島海上保安部, 岩国海上保安署, 大竹市, 廿日市市, 安芸高田市, 府中町, 海田町, 熊野町, 坂町, 安芸太田町, 山県警察署, 西部総務事務所, 西部農林水産事務所, 西部建設事務所, 環境県民局環境部産業廃棄物対策課, 西部厚生環境事務所, 西部厚生環境事務所広島支所	33	連絡協議会設置要綱及び連絡協議会部会設置要領について 平成21年度の活動状況及び平成22年度の活動予定について 廃棄物不法投棄防止対策について その他
平成22年11月18日	西部厚生環境事務所環境管理課	大竹市域	岩国海上保安署, 大竹市, 西部建設事務所廿日市支所, 西部厚生環境事務所, 環境県民局環境部産業廃棄物対策課	13	不法投棄パトロール
平成22年11月19日	西部厚生環境事務所環境管理課	廿日市市域	広島森林管理署, 廿日市警察署, 廿日市市, 大竹市, 西部建設事務所廿日市支所, 西部農林水産事務所, 西部厚生環境事務所, 環境県民局環境部産業廃棄物対策課	20	不法投棄パトロール

試験検査業務

試験検査の実施状況

(平成22年度)
(単位:件)

検 査 項 目		件 数		
感染症関係 細菌学的検査	合 計 A	67		
	赤 痢 菌	8		
	コ レ ラ 菌	0		
	チ フ ス ・ パ ラ チ フ ス 菌	0		
	そ の 他	腸管出血性大腸菌 59 そ の 他 0		
食品衛生関係 検 査	合 計 B	785		
	食 中 毒	小 計	210	
		細菌学的検査	210	
		理化学的検査	0	
		そ の 他	0	
	食 品 等	細菌学的検査	小 計	454
			成分規格・一般 か き	79
			そ の 他	243
			そ の 他	132
		理化学的検査	小 計	121
			成 分 規 格	31
			添加物使用基準	65
			残留農薬・有機スズ そ の 他	15 10
環境保全関係 検 査	合 計 C	694		
	工場・事業場 排 水	小 計	521	
		細菌学的検査	182	
		理化学的検査	一般項目・栄養塩等	272
			重金属等有害物質	38
			VOC等有害物質	29
	そ の 他	0		
	廃 棄 物	小 計	160	
		重 金 属 等 有 害 物 質	55	
		V O C 等 有 害 物 質	30	
		そ の 他	75	
	大 気	小 計	13	
		煙道測定に伴うばい塵等	0	
重 油 中 硫 黄 分		0		
そ の 他		13		
そ の 他	0			
そ の 他	合 計 D	0		
	医 薬 品 等	0		
	そ の 他	0		
合 計 (A+B+C+D)		1,546		

(注)件数は、原則として検体数で計上している。

但し、同一検体で2種以上の検査を行った場合は、それぞれ該当する区分に計上している。

その他の資料

(1)管内の保健・医療・福祉関係の主要施設一覧

(平成23年4月1日現在)

区分	名 称	〒	住 所	設 置 者	定員	TEL	設置(指定)年月日	施設の種類の	
介護 保健 医療 の 施設	メープルヒル病院	739-0651	大竹市玖波五丁目2-1	(医社)知仁会	92	0827-57-7451	H12.3.22	介護療養型 医療施設	
	佐伯中央病院	738-0222	廿日市市津田4180	(医社)貴和会	51	0829-72-1100	H12.3.22		
	敬愛病院	739-0488	廿日市市大野72	(医療)北原会	35	0829-56-3333	H12.3.22		
	大野浦病院	739-0452	廿日市市丸石二丁目3-35	(医社)明和会	31	0829-54-2426	H12.6.1		
	医療法人社団沢崎外科	731-0501	安芸高田市吉田町吉田695-1	(医社)沢崎外科	10	0826-42-3431	H12.3.21		
	医療法人社団八千代会八千代病院	731-0302	安芸高田市八千代町勝田448	(医社)八千代会	231	0826-52-3838	H12.3.21		
	医療法人社団平岡医院	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1043	(医社)平岡医院	8	0826-45-2002	H12.3.21		
	徳永医院	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1419-1	個人	6	0826-45-2032	H12.3.21		
	医療法人かどます佐々木医院	739-1201	安芸高田市向原町坂428-2	(医療)かどます	12	0826-46-2065	H12.3.10		
	青木病院	737-2122	江田島市江田島町中央四丁目17-10	(医社)仁風会	42	0823-42-1121	H12.3.16		
施設	山本整形外科病院	736-0045	安芸郡海田町堀川町2-23	(医療)かしの木会	20	082-822-3000	H12.3.14		
	大朝ふるさと病院	731-2103	山県郡北広島町新庄2147-1	(医社)もみの木会	48	0826-82-3900	H12.3.21		
障 害 者 の た め の 施設	指定障害福祉サービス事業者(身体障害者)								
	安芸地区医師会ホームヘルプステーション	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	(社)安芸地区医師会	-	082-821-0110	H15.4.1	居 宅 介 護	
	(株)広島福祉サービス訪問介護事業部	736-0041	安芸郡海田町大正町2-22	(株)広島福祉サービス	-	082-824-2777	H15.4.1		
	熊野町社協訪問介護センター	731-4214	安芸郡熊野町城之堀二丁目27-13	(社)熊野町社会福祉協議会	-	082-855-2855	H15.4.1		
	ひまわりくらぶ	731-4223	安芸郡熊野町大字川角字神田山133-1	(株)ひまわりくらぶ	-	082-855-6511	H19.1.1		
	坂町訪問介護事業所	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19	(社)坂町社会福祉協議会	-	082-885-2611	H15.4.1		
	ニチイケアセンターさか	731-4314	安芸郡坂町坂西二丁目2-1	(株)ニチイ学館	-	082-886-3352	H18.2.22		
	介護タクシーコスモス訪問介護事業所	731-4331	安芸郡坂町小屋浦三丁目4-9	(有)コスモサポート	-	082-886-8311	H18.10.1		
安芸太田町社協訪問介護事業所	731-3622	山県郡安芸太田町下殿河内236	(社)安芸太田町社会福祉協議会	-	0826-22-0063	H18.10.1			
指定障害福祉サービス事業者(身体障害者)									
身体障害者短期入所事業所エバーグリーン	736-0013	安芸郡海田町東二丁目8-6	(社)メインストリーム	2	082-821-0055	H15.4.1	短 期 入 所		
寿光園短期入所生活介護事業所	731-3621	山県郡安芸太田町下筒賀821	(社)芸北福祉会	17	0826-22-1075	H18.10.1			
指定障害福祉サービス事業者(知的障害者)									
安芸地区医師会ホームヘルプステーション	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	(社)安芸地区医師会	-	082-821-0110	H15.4.1	居 宅 介 護		
(株)広島福祉サービス訪問介護事業部	736-0041	安芸郡海田町大正町2-22	(株)広島福祉サービス	-	082-824-2777	H15.4.1			
熊野町社協訪問介護センター	731-4214	安芸郡熊野町城之堀二丁目27-13	(社)熊野町社会福祉協議会	-	082-855-2855	H15.4.1			
ひまわりくらぶ	731-4223	安芸郡熊野町大字川角字神田山133-1	(株)ひまわりくらぶ	-	082-855-6511	H19.1.1			
坂町訪問介護事業所	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19	(社)坂町社会福祉協議会	-	082-885-2611	H15.4.1			
介護タクシーコスモス訪問介護事業所	731-4331	安芸郡坂町小屋浦三丁目4-9	(有)コスモサポート	-	082-886-8311	H18.10.1			
安芸太田町社協訪問介護事業所	731-3622	山県郡安芸太田町下殿河内236	(社)安芸太田町社会福祉協議会	-	0826-22-0063	H18.10.1			
指定障害福祉サービス事業者(知的障害者)									
身体障害者短期入所事業所エバーグリーン	736-0013	安芸郡海田町東二丁目8-6	(社)メインストリーム	2	082-821-0055	H15.4.1	短 期 入 所		
障害者活動センターあゆみ	731-4229	安芸郡熊野町平谷五丁目260-1	(社)あゆみ会	3	082-855-2150	H19.4.1			
寿光園短期入所生活介護事業所	731-3621	山県郡安芸太田町下筒賀821	(社)芸北福祉会	17	0826-22-1075	H18.10.1			
精神障害者社会復帰施設等									
施設	あい	739-0651	大竹市玖波五丁目1173-4	(医社)知仁会	20	0827-59-0808	H12.4.1	精神障害者生活訓練施設	
	きらきら	739-0656	大竹市玖波町向田1160	(医社)知仁会	20	0827-59-0250	H14.4.1	精神障害者福祉ホームB型	
	エスベランサ	738-0202	廿日市市峠字下ヶ原500	(医社)友和会	20	0829-74-1106	H15.6.1		
	にじのえき	738-0203	廿日市市友田799-1	(社)桜虹会	19	0829-74-3030	H14.4.1	精神障害者小規模通所授産施設	
	スペース ぶなの森	731-4227	安芸郡熊野町貴船146-1	(医)あさだ会	20	082-854-0650	H14.6.1		
	みらい	739-0656	大竹市玖波町向田1160	(医社)知仁会	-	0827-59-0223	H13.4.1		
	コーヒーショップあんず	738-0024	廿日市市新宮一丁目13-1	コーヒーショップあんず運営委員会	6	0829-20-0294	H14.4.1	精神障害者地域活動支援センター	
	さくら作業所	738-0025	廿日市市平良一丁目2-44	(社)桜虹会	25	0829-31-5009	H14.4.1		
	あいあい作業所	739-0437	廿日市市大野中央二丁目6-9	あいあい家族会	-	0829-54-1535	H13.1.1		

区分	名 称	〒	住 所	設 置 者	定員	TEL	設置(認定)年月日	施設の種類の	
障 害 者	指定障害福祉サービス事業者(精神障害者)								
	熊野町社協訪問介護センター	731-4214	安芸郡熊野町城之堀二丁目27-13	(社)熊野町社会福祉協議会	-	082-855-2855	H15.4.1	居 宅 介 護	
	ひまわりくらぶ	731-4223	安芸郡熊野町大字川角字神田山133-1	(株)ひまわりくらぶ	-	082-855-6511	H19.1.1		
	坂町訪問介護事業所	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19	(社)坂町社会福祉協議会	-	082-885-2611	H15.4.1		
	介護タクシーコスモス訪問介護事業所	731-4331	安芸郡坂町小屋浦三丁目4-9	(有)コスモスサポート	-	082-886-8311	H18.10.1		
安芸太田町社協訪問介護事業所	731-3622	山県郡安芸太田町下殿河内236	(社)安芸太田町社会福祉協議会	-	0826-22-0063	H18.10.1			
の	指定障害福祉サービス事業者(精神障害者)								
	身体障害者短期入所事業所エバグリーン	736-0013	安芸郡海田町東二丁目8-6	(社)メインストリーム	2	082-821-0055	H15.4.1	短 期 入 所	
寿光園短期入所生活介護事業所	731-3621	山県郡安芸太田町下筒賀821	(社)芸北福祉会	17	0826-22-1075	H18.10.1			
た め の 施	指定障害福祉サービス事業者(児童)								
	安芸地区医師会ホームヘルパーステーション	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	(社)安芸地区医師会	-	082-821-0110	H15.4.1	居 宅 介 護	
	(株)広島福祉サービス訪問介護事業部	736-0041	安芸郡海田町大正町2-22	(株)広島福祉サービス	-	082-824-2777	H15.4.1		
	熊野町社協訪問介護センター	731-4214	安芸郡熊野町城之堀二丁目27-13	(社)熊野町社会福祉協議会	-	082-855-2855	H15.4.1		
	ひまわりくらぶ	731-4223	安芸郡熊野町大字川角字神田山133-1	(株)ひまわりくらぶ	-	082-855-6511	H19.1.1		
	坂町訪問介護事業所	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19	(社)坂町社会福祉協議会	-	082-885-2611	H15.4.1		
	介護タクシーコスモス訪問介護事業所	731-4331	安芸郡坂町小屋浦三丁目4-9	(有)コスモスサポート	-	082-886-8311	H18.10.1		
	安芸太田町社協訪問介護事業所	731-3622	山県郡安芸太田町下殿河内236	(社)安芸太田町社会福祉協議会	-	0826-22-0063	H18.10.1		
設	指定障害福祉サービス事業者(児童)								
	身体障害者短期入所事業所エバグリーン	736-0013	安芸郡海田町東二丁目8-6	(社)メインストリーム	2	082-821-0055	H15.4.1	短 期 入 所	
寿光園短期入所生活介護事業所	731-3621	山県郡安芸太田町下筒賀821	(社)芸北福祉会	17	0826-22-1075	H18.10.1			
児 童 の た め の 施 設	安芸太田筒賀児童センター	731-3702	山県郡安芸太田町大字中筒賀401	安芸太田町	-	0826-32-7100	H16.4.8	児 童 館	
	海田児童館	736-0026	安芸郡海田町幸町5-7	海田町	-	082-822-2216	S44.8.9		
	海田東児童館	736-0011	安芸郡海田町寺迫一丁目1-29	海田町	-	082-822-9946	H4.7.7		
	修道保育所	731-3411	山県郡安芸太田町大字穴2863-2	安芸太田町	20	0826-23-0424	S39.10.1	保 育 所	
	筒賀保育所	731-3702	山県郡安芸太田町大字中筒賀1790	安芸太田町	30	0826-32-2400	S48.3.31		
	殿賀保育所(へき地保育所)	731-3621	山県郡安芸太田町大字下筒賀366-1	安芸太田町	20	0826-22-2147	S37.4.1		
	津浪保育所(休止中)	731-3502	山県郡安芸太田町大字津浪831-4	社会福祉法人津浪福祉会	20	0826-22-2611	S44.4.1		
	つくも保育所	736-0052	安芸郡海田町南つくも町11-15	海田町	90	082-823-3831	S40.10.1		
	畝保育所	736-0005	安芸郡海田町畝一丁目13-29	海田町	60	082-822-4815	S45.4.1		
	幸保育所	736-0032	安芸郡海田町南幸町10-26	海田町	120	082-822-7784	S48.11.1		
	西浜保育所	736-0024	安芸郡海田町西浜三丁目39-7	海田町	105	082-823-7038	S53.4.1		
	明光保育園	736-0067	安芸郡海田町福荷町1-2	社会福祉法人晃真会	90	082-823-0366	S23.7.1		
	龍洞保育園	736-0066	安芸郡海田町中店7-13	宗教法人真宗寺	80	082-823-3354	S23.7.1		
	小さくら保育所	736-0011	安芸郡海田町寺迫二丁目15-25	宗教法人出崎森神社	30	082-823-2079	S25.6.1		
	くまの中央保育園	731-4213	安芸郡熊野町萩原一丁目6-18	社会福祉法人光生会	90	082-854-2130	H22.4.1		
	くまのみらい保育園	731-4224	安芸郡熊野町神田15-1	熊野町	180	082-820-5000	H19.4.1		
	保育所ひかり学園	731-4225	安芸郡熊野町石神40	社会福祉法人光生会	120	082-854-1796	S44.4.1		
	初神保育園	731-4212	安芸郡熊野町初神10540	社会福祉法人光生会	60	082-854-6446	S56.4.1		
	坂保育所	731-4314	安芸郡坂町坂西二丁目2-12	坂町	140	082-885-0126	S25.1.1		
小屋浦保育所	731-4331	安芸郡坂町小屋浦二丁目38-27	坂町	65	082-886-8002	S26.4.1			
横浜若竹保育所	731-4322	安芸郡坂町横浜東一丁目4-5	社会福祉法人若竹福祉会	150	082-885-8111	H21.4.1			
なごさ若竹保育園	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2-95	社会福祉法人若竹福祉会	80	082-820-1793	H18.4.1			
加計認定こども園あさひ	731-3501	山県郡安芸太田町大字加計3771-1	安芸太田町	60	0826-22-0011	H21.4.1	認 定 こ ど も 園		
認定こども園とごうち	731-3664	山県郡安芸太田町大字上殿1886-1	安芸太田町	45	0826-28-7111	H22.4.1			
保 健 活 動 の た め の 施 設	大竹市総合福祉センター	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1	大竹市	-	0827-53-8120	市町保健センター (類似施設を含む)		
	大竹市老人福祉センター	739-0605	大竹市立戸一丁目6-1	大竹市	-	0827-53-6677			
	廿日市市総合健康福祉センター	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1	廿日市市	-	0829-20-1610			
	廿日市市佐伯保健センター	738-0203	廿日市市友田407-1	廿日市市	-	0829-74-0001			
	廿日市市吉和保健センター	738-0301	廿日市市吉和617	廿日市市	-	0829-77-2761			
	廿日市市大野福祉保健センター	739-0463	廿日市市大野4124	廿日市市	-	0829-54-2660			
廿日市市宮島福祉センター	739-0506	廿日市市宮島960-2	廿日市市	-	0829-44-2066				

(2)管内の保健・医療・福祉関係の主要団体等一覧

(平成23年4月1日現在)

区分	名称	〒	住所	TEL	団体の種類等		
連	広島県西部地域保健対策協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所	0829-32-1181	地域保健対策協議会		
	大竹市地域保健対策協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健介護課	0827-59-2111	健康づくり推進協議会		
	廿日市市健康づくり推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康推進課	0829-20-1610			
	大竹市献血推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市団体総合事務局	0827-59-2180	献血推進協議会		
	廿日市市献血推進協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1	0829-20-1610			
広島県薬物乱用防止指導員広島地区協議会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68	0829-32-1181	広島県薬物乱用防止指導員協議会			
携	呉市民生委員児童委員協議会	737-0041	呉市本町9-21 すこやかセンターくれば館内	0823-25-3505	民生委員児童委員協議会		
	大竹市民生委員児童委員協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2235			
	廿日市市民生委員児童委員協議会	738-8501	廿日市市下平良一丁目11-1 廿日市市民部社会課内	0829-20-0001			
	安芸高田市民生委員児童委員協議会	731-0592	安芸高田市吉田町吉田791 安芸高田市社会福祉課内	0826-42-5615			
	江田島市民生委員児童委員協議会	737-2295	江田島市大柿町大原505 江田島市社会福祉課内	0823-40-3177			
	府中町民生委員児童委員協議会	735-8686	安芸郡府中町大通三丁目5-1 府中町福祉課内	082-286-3162			
	海田町民生委員児童委員協議会	736-8601	安芸郡海田町上市14-18 海田町福祉課内	082-823-9207			
	熊野町民生委員児童委員協議会	731-4292	安芸郡熊野町中溝一丁目1-1 熊野町民生課内	082-820-5635			
	坂町民生委員児童委員協議会	731-4393	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目1-1 坂町民生課	082-820-1505			
	安芸太田町民生委員児童委員協議会	731-3810	山県郡安芸太田町大字戸河内784-1 安芸太田町住民生活課内	0826-28-1960			
の	北広島町民生委員児童委員協議会	731-1595	山県郡北広島町有田1234 北広島町福祉課内	0826-72-0851	民生委員児童委員協議会		
	呉市社会福祉協議会	737-8517	呉市本町9-21 すこやかセンターくれば館内	0823-25-3509			
	大竹市社会福祉協議会	739-0603	大竹市西栄二丁目4-1 総合福祉センター内	0827-52-2211			
	廿日市市社会福祉協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ内	0829-20-0294			
	安芸高田市社会福祉協議会	739-1101	安芸高田市甲田町高田原1490-1 ふれあいセンターこうだ内	0826-45-2941			
	江田島市社会福祉協議会	737-2302	江田島市能美町鹿川2060 能美福祉センター内	0823-40-2501			
	府中町社会福祉協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 ふれあい福祉センター内	082-285-7278			
	海田町社会福祉協議会	736-0035	安芸郡海田町日の出町2-35 海田町福祉センター内	082-820-0294			
	熊野町社会福祉協議会	731-4214	安芸郡熊野町中溝一丁目11-1 熊野町中央地域健康センター内	082-855-2855			
	坂町社会福祉協議会	731-4312	安芸郡坂町平成ヶ浜一丁目3-19 平成ヶ浜福祉センター内	082-885-2611			
団	安芸太田町社会福祉協議会	731-3702	山県郡安芸太田町中筒賀2802-5 安芸太田町筒賀福祉センター内	0826-32-2226	社会福祉協議会		
	北広島町社会福祉協議会	731-2104	山県郡北広島町大朝2513-1 大朝福祉センター内	050-5812-1851			
	大竹市歯科衛生連絡協議会	739-0623	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健介護課	0827-59-2140			
	廿日市地区歯科衛生連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 廿日市市健康推進課	0829-20-1610			
	大竹市医師会	739-0612	大竹市油見三丁目6-8	0827-52-3893		医師会	
	佐伯地区医師会	738-0015	廿日市市本町5-1	0829-20-0030			
	安芸地区医師会	736-0043	安芸郡海田町栄町5-13	082-823-4931			
	能	大竹市歯科医師会	739-0613	大竹市本町二丁目9-9 角田歯科医院内		0827-53-0648	歯科医師会
		佐伯歯科医師会	731-5155	広島市佐伯区城山一丁目15-8 甲野歯科医院内		082-921-2652	
		安芸歯科医師会	736-0068	安芸郡海田町新町19-10		082-822-9009	獣医師会
(社)広島県獣医師会佐伯支部		739-0412	廿日市市宮島口西二丁目3-29	0829-56-0073			
(社)広島県薬剤師会大竹支部		739-0611	大竹市新町二丁目6-6	0827-53-3357			
回		(社)広島県薬剤師会廿日市支部	738-0033	廿日市市串戸二丁目17-5	0829-32-0300	薬剤師会	
		(社)広島県医薬品登録販売者協会広島西支部	731-5101	広島市佐伯区五月が丘三丁目1-22	082-941-3176		
		(社)広島県看護協会廿日市支部	738-0033	廿日市市串戸三丁目13-5 プティリビエール101号	0829-30-7222	看護協会	
		(社)広島県看護協会広島東支部	732-0057	広島市東区双葉の里三丁目1-36 広島鉄道病院	082-262-1170		
		西部保健所管内地域活動栄養士会	738-0035	廿日市市宮園四丁目12-5	0829-39-3529	栄養士会	
	海田地区地域活動栄養士会	736-0062	安芸郡海田町昭和町2-13	082-821-0266			
	広島県歯科衛生士会廿日市地区会	738-0513	広島市佐伯区湯来町伏谷1119-4 山本善江方	0829-83-1127	歯科衛生士会		
	安芸地区地域歯科衛生士会	735-0002	安芸郡府中町清水ヶ丘14-10 岡平良子方	082-281-2109			

区分	名 称	〒	住 所	TEL	団体の種類等
同業組合	広島県クリーニング生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル5F	082-234-1755	クリーニング生活衛生同業組合
	広島県興行生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル7F	082-293-9919	興行生活衛生同業組合
	広島県公衆浴場生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル5F	082-293-7848	公衆浴場業生活衛生同業組合
	広島県美容業生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-2220	美容業生活衛生同業組合
	広島県理容生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-1001	理容生活衛生同業組合
	広島県理容生活衛生同業組合安芸支部	736-0085	広島市安芸区矢野西5-7-10	082-888-0544	
	広島県ホテル旅館生活衛生同業組合	730-0856	広島市中区河原町1-26 環衛ビル	082-296-1021	ホテル旅館生活衛生同業組合
自主組織	廿日市食品衛生協会	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68 広島県西部保健所内	0829-31-1152	食品衛生協会
	大竹市食生活改善推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所	0827-59-2140	食生活改善推進協議会
	廿日市市食生活改善推進員連絡協議会	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ	0829-20-1610	
	海田地区食生活改善連絡協議会	736-0004	安芸郡海田町石原6-23	082-822-7726	
	府中町食生活改善推進協議会	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25 府中町福祉保健センター	082-286-3258	
	海田町食生活改善推進協議会	736-0066	安芸郡海田町中店8-33 海田町保健センター	082-823-4418	
	坂町食生活改善推進協議会	731-4314	安芸郡坂町坂西一丁目18-14 坂町立保健センター	082-885-3131	
	大竹市公衆衛生推進協議会	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市役所内団体総合事務局	0827-59-2180	公衆衛生推進協議会
	廿日市市公衆衛生推進協議会	738-0014	廿日市市住吉二丁目2-16 廿日市市民活動センター内団体事務局	0829-31-0040	
	廿日市市大野公衆衛生推進協議会	739-0492	廿日市市大野一丁目1-1 廿日市市大野支所生活産業課内	0829-30-2009	
廿日市市佐伯公衆衛生推進協議会	739-0292	廿日市市津田1989 廿日市市佐伯支所市民福祉課内	0829-72-1114		
廿日市市吉和公衆衛生推進協議会	738-0301	廿日市市吉和3425 廿日市市吉和支所市民福祉グループ内	0829-77-2113		
廿日市市宮島公衆衛生推進協議会	739-0595	廿日市市宮島町412 廿日市市宮島支所市民福祉課内	0829-44-2002		
織	アイビー家族会	739-0602	大竹市南栄二丁目11-30 (アイビー作業所内)	0827-52-2147	精神障害者家族会
	廿日市市精神障害者家族会 さくら会	738-0043	廿日市市地御前北一丁目8-27	0829-39-0250	
	佐伯地域精神障害者家族会 こぶし会	738-0203	廿日市市友田799-1 にじのえき内	0829-74-3030	
	大野家族会 「あいあい」	739-0437	廿日市市大野中央二丁目6-9	0829-54-1535	
	広島断酒ふたば会南支部	731-5151	広島市佐伯区五日市町上河内1615-1 岡崎様方	082-928-6838	断酒会
広島断酒ふたば会安芸支部	736-0085	広島市安芸区矢野西四丁目31-10 森山様方	082-888-5766		
その他の団体	大竹市精神保健福祉ボランティア	739-0692	大竹市小方一丁目11-1 大竹市保健介護課	0827-59-2140	精神保健福祉ボランティアグループ
	廿日市精神保健福祉ボランティア連絡会[ねこの手]	738-8512	廿日市市新宮一丁目13-1 あいプラザ	0829-20-0294	
	大野精神保健福祉ボランティア「たんぼぼ」	739-0463	廿日市市大野4124 大野福祉保健センター	0829-55-3294	
	なのはな	735-0023	安芸郡府中町浜田本町5-25	082-285-7278	

発行年月 平成23年9月
発行機関 広島県西部厚生環境事務所
広島県西部保健所
所在地 〒738-0004 廿日市市桜尾二丁目2-68
電話 0829-32-1181(代)